

会 議 記 録

| | | |
|------|-----|---|
| 会議名称 | | 第 3 回 杉 並 区 環 境 審 議 会 |
| 日 時 | | 平成16年1月29日(木) 14時00分～17時30分 |
| 場 所 | | 杉並区役所西棟6階 第5、6会議室 |
| 出席者 | 委 員 | 丸田会長、山田副会長、原口委員、横山委員、花形委員、長津委員、佐藤委員、井口委員、岩橋委員、浅岡委員、秋田委員、山室委員、芳村委員 (13名) |
| | 区 側 | 環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、公害対策係長、環境調査担当係長、都市計画課長、計画担当係長、建築課長、緑化担当課長、みどりの事業係長、みどりの事業係主査、 |
| 傍聴者数 | | 13名 |
| 配布資料 | 事 前 | <p>第2回会議記録 (案)</p> <p>平成15年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について</p> <p>西荻窪路上禁煙地区の指定及び高円寺地区の変更について</p> <p>平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月～9月分)(河川・第1回)(土壌)について</p> <p>平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(8月分)</p> <p>適正管理化学物質の使用量等報告(平成13年度分)について</p> <p>平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)</p> <p>「都市高速道路外郭環状線事業」に係る環境影響評価について</p> <p>「都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)事業」に係る環境影響評価方法書に関する知事の意見書について</p> <p>環境影響評価方法書に対する各区市意見について</p> <p>外環道での現地調査(案)</p> <p>(仮称)杉並区立すぎなみ環境情報館の運営について</p> <p>杉並区みどりのリサイクル検討懇談会の報告及び今後の進め方について</p> <p>杉並区みどりのベルト計画検討懇談会の報告及び今後の進め方について</p> <p>延床面積一万㎡以上の建築物の建設(2件)</p> <p>敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(7件)</p> <p>同時駐車台数が50台以上の自動車駐車場の設置(1件)</p> |
| | 当 日 | <p>外環ジャーナル</p> <p>みどりとひと</p> <p>配置計画図</p> |

第3回環境審議会

(1) 第2回会議録の確認

(2) 一般報告事項

平成15年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について

西荻窪路上禁煙地区の指定及び高円寺地区の変更について

平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月~9月分)(河川・第1回)

(土壌)について

平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(8月分)について

適正管理化学物質の使用量等報告(平成13年度分)について

平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)について

「都市高速道路外郭環状線事業」に係る環境影響評価について

(仮称)杉並区立すぎなみ環境情報館の運営について

杉並区みどりのリサイクル検討懇談会の報告及び今後の進め方について

杉並区みどりのベルト計画検討懇談会の報告及び今後の進め方について

(3) 一定規模以上の開発等に関する報告について

延床面積1万㎡以上の建築物の建設

・(仮称)杉並区桃井三丁目計画他2計画

・(仮称)杉並区善福寺土地利用計画

敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画

・(仮称)杉並区桃井三丁目計画 N棟・S棟

・(仮称)杉並区桃井三丁目計画(都市基盤整備公団)

・(仮称)杉並区桃井三丁目店舗計画

・(仮称)東京新宿青果株杉並善福寺土地利用計画

・(仮称)藤和上井草2丁目マンション新築計画

・(仮称)パークハウス荻窪新築工事

・(仮称)西荻北二丁目計画

同時駐車台数が50台以上の自動車駐車場の設置

・(仮称)杉並区桃井三丁目店舗棟計画に係る指定作業所の届出

1 第3回環境審議会

- 1) 平成15年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について
 - ・報告を受けた
- 2) 西荻窪路上禁煙地区の指定及び高円寺地区の変更について
 - ・報告を受けた
- 3) 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月~9月分)(河川・第1回)(土壌)について
 - ・報告を受けた
- 4) 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(8月分)について
 - ・小学校の塗装工事と調査日が重なり、調査結果に影響が出たのであれば事前に調整するなど配慮が必要ではなかったのか
- 5) 適正管理化学物質の使用量等報告(平成13年度分)について
 - ・報告を受けた
- 6) 平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)について
 - ・報告を受けた
- 7) 「都市高速道路外郭環状線事業」に係る環境影響評価について
 - ・P I協議会が住民の意見も反映されるような仕組みになっているが、道路を造っていかどうかの議論を持ちながら環境評価に入っているのか
 - ・当初、準備書で対応というようには読み取れなかった。幅広く皆さんの意見を聞く、調査自体を真剣にやるという姿勢は見られるかなと思う
- 8) (仮称)杉並区立すぎなみ環境情報館の運営について
 - ・報告を受けた
- 9) 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会の報告及び今後の進め方について
 - ・報告を受けた
- 10) 杉並区みどりのベルト計画検討懇談会の報告及び今後の進め方について
 - ・報告を受けた
- 11) 一定規模以上の開発等に関する報告について
 - ・報告を受けた
- 12) その他
 - ・次回の日程は16年3月22日(月)午後2時から

| 第3回環境審議会発言要旨 平成16年1月29日(木) | |
|----------------------------|--|
| 発言者 | 発言要旨 |
| 環境課長 | <p>大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、第3回「杉並区環境審議会」の開会をお願いしたいと存じます。本日は、委員全員がご出席ですので、第3回「杉並区環境審議会」は有効に成立しています。</p> <p>なお本日は、I委員が所用のために3時ごろご退席になりますので、ご了承いただきたいと存じます。また、私どものほうで都市計画課長の遠藤が、このあとの所用のために3時半ごろ退席をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>なお本日は、宮沢様以下、10名の傍聴の申し出がありましたので、よろしくお願いたします。</p> |
| 会長 | <p>ただいま環境課長から傍聴者のご紹介がありました、よろしいですね。</p> <p>では、ただいまより第3回の「杉並区環境審議会」を開催させていただきます。皆様方、お忙しいところ、ありがとうございました。本日もたくさんの議題や報告が用意されております。できるだけ円滑に進めさせていただきたいと思いますが、2時間から2時間半を予定させていただきますと思います。</p> <p>最初に、資料のご確認をお願いしたいと思います。たくさんの案件が用意されておりますので、たくさんの資料の机上配付があります。議題、報告事項の時に資料等が不足でしたら、事務局にお伝えいただきたいと思います。</p> <p>それから、第2回の会議記録を確認させていただきたいと思います。皆様方に前もって送付され、目を通していただいたと思います。ご承認をお願いできますでしょうか。</p> <p>(承認)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。では、議事に入ります。(1)～(11)まであります。</p> <p>最初に関連する議題については、その担当課長に説明していただき、私どもが一つひとつ質疑応答を行いたいと思います。</p> <p>(11)の報告事項ですが、杉並区桃井3丁目というのがたくさんあり、一つひとつやっているとは完全に混乱してしまい、何が何だか分からなくなってしまうので、例えば、建物の内容、次に緑化という形で物件ごとに説明していただきたいと思います。</p> <p>では最初に、(1)平成15年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について、(2)西荻窪路上禁煙地区の指定及び高円寺地区の変更について、(3)平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月～9月分)(河川・第1回)(土壌)について、(4)平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(8月分)について、(5)適正管理化学物質の使用量等報告(平成13年度分)について、(6)平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)について、(7)「都市高速道路外郭環状線事業」に係る環境影響評価について、ここまでが環境課長にかかわる部分です。(1)～(7)を一括してご説明をお願いします。</p> |
| 環境課長 | <p>それでは、私から7件の報告をいたします。前回の当審議会から少し間が空き、今日は案件が多く、できるだけ要点を絞ってご報告をしたいと思います。</p> <p>初めに、「平成15年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』の実施結果について」ですが、今年度4回目のクリーン大作戦になります。9月、10月、11月の3カ月間を中心に、</p> |

なかんずく9月29日から10月5日までの7日間をコアの期間、中心の1週間として実施しました。資料は「実施結果について」ですが、中ほどの表にあるように、平成15年度については参加団体数が183、延べ参加人員として1万1,464名の参加をいただき、過去4回のうちで参加団体数、参加人数とも最多のクリーン大作戦となりました。大変ありがとうございました。

この参加団体数の区役所については本庁舎あるいは保育園、児童館等々、いろいろなグループが参加したわけですが、杉並区1団体として計上してあります。細かく分けますと、249団体の参加になります。ごみの収集量も、ほぼ前年度並で、2000年を期して進めてきましたが、年々少しずつごみの回収量が少なくなっています。これから見て、少しずつまちがきれいになっていると考えています。なお、3の「パネル写真の展示PR」にありますように、については、すでに終了しましたが、2月14日の土曜日に環境博覧会のポストイベント（事後のイベント）として、セッション杉並で講演とパネル展示をいたしますが、この中にクリーン大作戦のさまざまなグループ、団体が清掃をしてくださっている写真展示等をいたしますので、もしご都合がございましたら、お目通しいただければと存じます。クリーン大作戦については以上です。

続きまして(2)の「西荻窪路上禁煙地区の指定及び高円寺地区の変更について」を報告いたします。A4で4枚組の資料ですので、お目通しいただきたいと思います。路上禁煙地区については、昨年10月に杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（安全美化条例）が施行され、それと同時に高円寺、阿佐谷、荻窪の3地区の路上禁煙地区を指定しました。指定後1カ月で路上に落ちている吸殻が8割方減ったという成果を上げておりますが、その後もパトロールを続けています。今回、新たに西荻窪駅周辺についても指定をすると同時に、高円寺路上禁煙地区の一部を延長します。

次の頁、路上禁煙地区の新たな指定、一部変更について、11月21日号の広報で素案をお知らせしましたところ、募集期間中に33件のご意見をいただきました。その様子が別紙1に記載してあります。

路上禁煙地区の指定、または拡大に反対というご意見はありませんでした。ただ、「もう少し厳しい取り締りを希望する」、「西荻窪駅周辺地区を素案よりも拡大してほしい」という意見、「灰皿の設置を希望する」ということで、「路上禁煙の趣旨は分かるが、吸ってはいけないというのなら、どこか吸える場所を指定してほしい」というご意見です。このようなご意見をいただいて、これを参考にして、別紙2の1に西荻窪地区の地図があります。紫色に表示した路線が素案でお知らせした範囲ですが、ご意見を参考に緑色で表示した路線を拡大しています。西荻窪駅北口のバス通りよりも1本西側の道とそれを繋ぐ東西の道、南側は西荻窪駅南口を出るとすぐ南下している形の、少し幅の狭い商店街の道を新たに指定するとともに、少し東側に延長しています。明日地元の西荻窪駅で午後3時から西荻窪路上禁煙地区の運用開始のイベントを簡単に行いますが、2月1日からこの路線でパトロールを開始します。

次頁に高円寺北口の地図が出ていますが、赤で表示した所が10月に指定した既存の地区ですが、このたび、ほぼ西北の方向に伸びているセントラルロード、早稲田通りまで、ほぼ北上している庚申通りを中心に拡大します。これも同じく2月1日から運用開始の

運びになりますので、ご承知おきいただければと思います。今後ともパトロール等に努め、路上禁煙地区の取組が全区的にも波及していくように、杉並区全域で歩きタバコをしないようにというPRを進めてまいりたいと思います。路上禁煙地区については以上です。

(3)の「平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月～9月分)(河川・第1回)(土壌)について」です。A4、2枚組の配付資料です。大気については、今年度から7日間連続測定一本で測定をしています。それぞれ調査日については資料でご覧のとおりです。河川については8月、土壌についても8月に調査をしています。資料の採取及び分析方法については、現在の環境省が定める方法に準拠しております。

3の「調査結果」ですが、表1の大気調査結果があります。この表のうちで太枠で囲んだ部分が今回ご報告の部分です。これを見ますと、最低で0.047pg-TEQ/m³、最高でも0.069pg-TEQ/m³で、環境基準の0.6pgを十分下回っている状況です。

河川の第1回の調査結果が表2に出っていますが、環境基準である1pg-TEQ/lを、いずれも下回っている状況です。底質(川底部分)のダイオキシン濃度についても150pg-TEQ/gという環境基準を十分に下回っている状況です。

なお、河川のいちばん下の欄に佃橋とありますが、これは玉川上水から神田川へ落ち込む手前の部分、つまり、玉川上水の水質で、0.91ということで環境基準に近接した数字になっています。ここ近年、環境基準を若干超過した調査回もありましたが、東京都、それから区も協力した調査で、落葉等が腐食し、細かい粒子になり、水に溶け込んでいくわけですが、大気からダイオキシンを吸収した葉が川の水の中で分解し、微粒子にダイオキシンが付着している部分を測定したものという一応の結論が出ており、今回は環境基準を下回っています。

土壌調査ですが、6カ所の調査地点を選んで測定しています。いずれも環境基準である1,000pg-TEQ/gを大きく下回っていますが、永福北保育園が、ほかの調査結果に比べると、大きな数字になっています。永福北保育園の敷地が保育園用地として所得する前は畑であったという地歴があり、ダイオキシン類には75種類ぐらいの異性体がありますが、今回の92pgという数字が出た背景として塩素系の農薬によるものと思われるパターンが出ています。おそらく畑だったときに施された農薬の残留の影響かなと推測していますが、直ちにこれで何らかの影響があると心配されるような数値ではないと考えています。ダイオキシン類の調査結果については以上です。

(4)の「平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(8月分)について」の報告をいたします。今回は8月分です。

全部で18頁の資料の12頁です。8月分の環境モニタリング調査については、中継所の排気塔・換気塔、中継所の周辺200m離れた4地点を選んで毎回行っていますが、今回は対照地域を選んでおり、毎年8月に行っています。これについては杉並第十小学校と高井戸第二小学校が、中継所から十分離れているということで対照地域の調査もしています。

12頁に全体のまとめが出ていますが、「中継所の排気塔・換気塔」については、平成14年度に4回の環境モニタリング調査をしていますが、そのときの濃度の数値が1つの

範囲になっていますが、そのレンジをわずかも超えたのがトリクロロエチレン、アセトニトリル、硫化メチルの3物質です。この中で環境基準のあるトリクロロエチレンの濃度は、環境基準値を十分下回っています。あくまでも平成14年度のレンジで比べたときに超えているのが3物質あったということです。東京都の環境確保条例による規制基準のある11物質については、すべて基準値を下回っています。

次に「杉並中継所の周辺4地点」の調査結果では、14物質について、平成14年度のモニタリング調査のレンジを超えています。その中でベンゼン4地点、ジクロロメタン1地点で、1回の調査結果としては、環境基準の値をスポット的に超えています。環境基準は、年平均値で評価することになっていますので、1回の値として環境基準値を超えたことが、直ちに平成15年度環境基準を超えたことにはならないわけですが、1回の結果として超えています。ただ、中継所から4～5km離れた対照2地点の杉並第十小学校と高井戸第二小学校でも同等の濃度となっています。同等の濃度というのは、ベンゼンで申しますと、杉並第十小学校が $3.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、高井戸第二小学校が $2.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値で、杉並第十小学校については環境基準を超えています。これは1つには、ベンゼンはガソリンの成分でもありますので、自動車の排ガスの影響もあろうかと考えています。

「杉並中継所の対照2地点」ですが、周辺地点でも触れましたが、平成14年度と同じ時期に1回実施した調査の結果に比べて、15物質が高い濃度となっています。特に杉並第十小学校のベンゼンとジクロロメタンについては、1回の結果としては環境基準値を超えました。ただし、調査当日は学校敷地内で塗装工事が行われていたもので、その影響を受けたことが考えられます。

「排気・大気のダイオキシン類の調査結果」です。これは中継所排気塔・換気塔とも環境基準と比べて、十分に低い濃度となっています。また同時期に調査した一般環境大気の区内3地点と比べて、大きな差はないという状況です。

「排水関係」ですが、今回の調査では銅、亜鉛、硫化メチル、ほう素の4物質が、床排水槽や地下汚水槽などで平成14年度のレンジを超えています。公共下水道では、すべて平成14年度と同程度の値となっています。また床排水槽、地下汚水槽を含めて、すべての項目で下水排除基準、または悪臭防止法の基準の範囲内となっています。

槽上部の空気調査ですが、硫化水素、硫化メチルとも、地下汚水槽では高い濃度となっていますが、公共下水道に出た所では、平成14年度のレンジに近い値に下がっているという状況です。中継所の環境モニタリング調査については以上です。

(5)の「適正管理化学物質の使用量等報告(平成13年度分)について」で、3枚組のA4の資料です。適正管理化学物質の使用量等報告については、今回初めてご報告をするものです。東京都の環境確保条例に基づき、平成13年10月から化学物質の適正管理に関する規定が施行されています。環境中にはさまざまな化学物質がありますが、生活の利便性を高めている反面、環境保全の上から支障が生じる恐れもあるということで、その使用量、環境への排出量などを把握し、事業者の適正な管理を促し、環境保全上の支障を未然に防ごうという考え方から出ているものです。

条例の規定では58種類の化学物質のいずれかを、年間100kg以上取り扱う者については、毎年度、その前の年度の化学物質の使用量などを報告することが義務づけられてい

ます。今回の報告は、1の「報告状況」にありますように、報告書の提出件数は46件でした。業種別では燃料小売業、ガソリンスタンド等が26件といちばん多く、次が普通洗濯業（クリーニング屋）が11件という状況です。都全体では燃料小売業が1位であることは杉並区と同じですが、電気めっき業が2位となっています。

4月、5月、6月、7月と順次報告されており、2の「化学物質使用量の概要」は、報告書からは区内で使用・出荷された化学物質は12物質、使用量全体の合計は6,879トン、出荷量では6,834トンとなっています。この中で多いものはガソリンの成分であるトルエン、キシレン、ベンゼンで、ガソリンスタンドから自然に蒸散する部分も含まれています。東京都全体ではトルエン、キシレンが多い傾向です。

環境への排出量、事業所外への移動量ですが、区内の環境への排出量として、全体で17.3トンが大気中に放出されています。事業所外への移動の量は廃棄物として2.3トンが排出されています。多いものとしては、ガソリンの成分のトルエン、キシレンで、テトラクロロエチレンについては、おそらくクリーニング業等で使うものと考えています。

次の頁は、化学物質ごとに、その排出量等について表にしたものを付けています。ガソリンスタンドが起源と思われるようなトルエン、キシレンなどが多いわけですが、現在、東京都で、杉並区も実際にガソリンスタンドを回っておりますが、いわゆるペーパーターン、給油するときにどうしてもガソリン槽から蒸発してくるものを回収して、もう一度ガソリン槽に戻していくという機器の設置を進めており、杉並区内でもかなりの比率で、すでに設置がなされています。今後、トルエン、キシレンについては、ある程度排出量が抑えられていくものと考えています。適正化学物質の使用量等報告については以上です。

(6)の「平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)について」報告します。この調査についても今年度初めて手掛けるもので、大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質がありますが、その中で調査項目については、今回は26物質を調査しています。これは都道府県には義務づけられている、いわゆる都県レベルの調査です。

「平成15年度有害大気汚染物質調査結果(5月、8月分)について」という資料を見ますと、「調査目的」にありますように、杉並区の環境基本計画では「4つの挑戦」の1つとして、杉並区から有害化学物質を減らすことを目指しています。そのための基礎資料ということで、こういう調査を行っています。年4回調査の予定ですが、今回は5月、8月の2回分についてご報告をいたします。

裏面を見ますと、物質ごとの測定結果が表になっています。これは1m³当たりのμgの単位で表示されているわけですが、これだけでは分かりにくいので、右に平成14年度、都の平均値がどうだったか、環境基準のあるものについては表示しています。

上から見ていきますと、ベンゼンについては、例えば、5月が科学館の所で1.7μg/m³、8月が同じく2.4という数字で、都平均値は年間平均値ですから、直ちに月ごとに比べるわけにはいきませんが、大体近い値になっています。8月は若干高い値になっています。環境基準が3μg/m³です。

こうして見ますと、所々都平均値に比べて高い部分があります。例えば、11番のアセトアルデヒド、12番のホルムアルデヒドなどいくつかの物質について目に付くところが

ありますが、年間を通して調査をして、また示したいと思います。有害大気汚染物質の調査結果については以上です。

(7)の「『都市高速道路外郭環状線事業』に係る環境影響評価について」報告いたします。この外環道の環境影響評価については、夏に方法書が公告になり、それについて都民の皆様からいろいろなご意見が寄せられ、併せて区長にも意見が求められておりますので、この方法書に関する意見として、平成15年10月30日付で都知事宛に区長の意見を提出したところです。これについては、皆様に郵送でお届けし、ご覧いただいたかと思っております。

全体の趣旨としては、大深度(地下)を活用すると、都・国の方針の中では明記されていますので、大深度法、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行後、初めて適用が想定されるこういう事業ということで、国の閣議で決定された大深度地下の公共的使用に関する基本方針があります。これに適合する環境影響評価あるいは施行に至る場合には、施行するべきであるということを総括的に申し述べた上で、特に地下構造部からの振動の長期的な人体に与える影響の評価や、水環境の部分について方法書の記述は、非常に限定的になっていますので、字数を割きました。もっと広範な調査をするべきであるという意見、あるいは地層の化学反応にまで言及して、区長から意見を申し述べたところです。

これに対して、こういった関係区市長の意見を参考にして、東京都知事から12月3日に事業の実施主体に対して、「知事の意見書」が出されましたので、本日ご覧いただきたいと思っております。

配付資料をご覧いただいているかと思いますが、資料1は表紙です。次頁に「意見書」と題する資料が付いていますが、ここは対象事業等の定義、次頁は意見となっています。総括的には「都内に残る貴重な自然環境を、具体的事業計画を立てるにあたっては、地下水、湧水、生態系等に十分配慮して、影響をできる限り回避、低減できるような適切な検討を行う必要がある」となっています。

環境影響評価の予測評価にあたっては、現在はインターチェンジの有無、位置、換気所の位置・構造、トンネルの深度などについては明らかになっていないわけですが、これらをきちんと明らかにして、適切な位置及び数で把握した現況を踏まえて行う必要があるとしています。

さまざまな関連施設、工事、環境保全の措置については、最新技術を導入するよう検討しなさいと。調査予測評価にあたっては、最新の知見及び情報を活用して、区・都民等に分かりやすい環境影響評価図書を作成するよう努めるべきであるといった総括意見があります。

個別の意見としては、大気汚染については、将来交通量をきちんと推計し、大気汚染の影響については予測・評価をすることを求めています。

「換気所からの排ガスによる周辺地域への影響について、地域の状況を考慮して風洞実験を行うなどして汚染物質の水平、鉛直方向の拡散状況を予測・評価すること。これについては区長から「大気汚染については、面的な評価を実施すべきである」という意見を出していますが、ほぼこれに近い内容となっているかと考えています。

大気汚染による影響の予測・評価にあたっては、地域の状況を考慮して、高度別の気象状況を把握することを求めています。

騒音、振動、低周波音については、区長から地下構造部からの振動を含めて、長期的な振動が人体にどのような影響を与えるか、あるいは低周波の影響についての確な評価をしてもらいたいという意見を述べていますが、おおむねそれに沿った形で、学校などの公共施設、周辺的生活環境を十分考慮した調査や予測・評価をすること。

道路交通騒音については、高さ、後背地についても予測・評価すること、とありますが、これについても区長から、騒音、振動について、そういった立体的な調査、面的な調査をするように求めていましたが、それが知事意見においても盛り込まれているということです。

(3)に「振動による周辺建物への影響について、類似事例などにより明らかにすること」とありますが、これについても区長から、そういう実例があるということを用いながら、対策を求めたところです。

水質汚濁については、(1)に地盤凝固剤を使用する場合には、国との指針に基づいて施工あるいは水質の監視を行うこと、とあり、(2)で、トンネル工事においては、地下水の酸性化を引き起こさない工法を採用すること、とありますが、これは区長からも地層の化学反応について予測・評価をきちんと的確に行ってもらいたいという意見を述べていましたが、それと通ずる項目です。

「地下水の利用施設への影響も考えられるので、工事着手前、工事中、工事終了後に利用施設の水質の調査を行うなど、地下水保全対策を明らかにすること」、「上水道の水質として利用されている場合、あるいは上水道がなく、井戸水を専ら飲用している場合には、水道法に基づく水質基準項目とすること」とありますが、水道法に基づく水質基準項目による水質検査については、区長が特に求めたものです。「工事中の濁水、道路雨水及び道路の清掃水等の放流先を明らかにすること」等を求めています。

4の「土壌汚染」については環境確保条例の規定に基づいて、地歴等の調査を実施して、準備書で明らかにすることを求めています。

5の「水循環、地盤、地形・地質」ですが、この項については方法書の「評価項目地盤」の中の「水循環」という項目に限られており、区長の意見では、「水環境という大きな項目で評価すべきである」ということを強く申し述べておりますが、中身については井戸、湧水、池、河川、地盤等への環境影響が少ない構造、工法を採ること。地層に起因する地下水の酸性化、地下空気の変質等を抑制する適切な措置を行うこと。これらについて地下トンネル工事技術の進歩と地層の特性を踏まえて分かりやすく示しなさいという包括的な意見になっていますが、こうした影響を抑えるような工法をとるためには、そのための調査、評価が必要ですので、これもほぼ区長意見に沿ったものと考えております。

地下水の流況については、水位・水質の十分なモニタリングを行うことを求めています。

6の「生物・生態系」については、区、市で指定する注目種を含めて、重要な動植物種が確認されているという認識を示しており、調査の地点、範囲、時期等の選定に当た

っては、最新の資料を参照し、専門家の意見を踏まえて適切に行いなさい。

次に、ジャンクション、インターチェンジ、換気所などの大規模な地上構造物による動植物、生態系への影響を最小限にするために、現状の調査の結果等を踏まえて、貴重な樹木の移植など、十分な環境保全のための措置を行うこと。

地下水の流況の変化について、動植物への影響が考えられるので、影響の少ない工法、構造を採用することを求めています。

7は「日影、風環境、景観」ですが、換気所等は大規模な構造物になることから、それぞれの調査項目に配慮して必要な対策を立てるということを求めています。換気所等となっており、「等」は何かという問題があります。方法書で必ずしも言及されていないことの中で、かさあげ式区間、つまり、高架の区間というのがあります。これについて、区長の意見では、その日影や風による影響等々を高架部分についても調べるべきであるという意見を出していますが、換気所等の「等」の部分が、かさあげ式区間を意味するのであれば、区長意見に沿ったものと考えています。

電波障害についても、区長意見に沿って、地上デジタル放送についても調査、予測・評価することを求めています。

9の「史跡・文化財」ですが、これについては天然記念物に指定されている植物群落等の文化財に十分配慮すること。換気所等に係る調査、予測に当たっても、文化財の状況を十分把握して行うこと等を求めています。

10では「自然との触れ合い活動の場」とあって、現在の計画路線の地域は、水系から見ても緑の面から見ても、かなり豊かな自然が残されているということで、それへの影響を最小限にするための措置を求めています。

「廃棄物」については掘削により発生する土砂について、黄鉄鉱成分が含まれていることが予想されることから、掘削土を一時保管する場合に、酸化反応による掘削土の酸性化の確認方法、酸性化した場合の中和対策を明らかにしなさい。あるいは六価クロム、カドミウム等の重金属の溶出が考えられることから、そうしたものの調査を事前に実施することを求めています。

その他、現在の方法書の段階では、必ずしも道路建設の詳細、つまり、ジャンクション、インターチェンジ、換気所等について、明らかになっていませんので、そういうものが明らかになった時点で環境影響を及ぼす恐れがある要因により、新たな調査、予測・評価の必要性が生じたときには準備書で対応しなさいと。つまり、準備書を作成するまでの間に方法書にない項目についても、必要があれば調査をし、準備書に記載をしなさいという意味です。

環境影響評価の項目、調査の手法を選定した場合には、その内容を書面によりきちんと報告をすることを求めています。知事意見書については以上です。全部ではありませんが、かなり区長意見を反映した、あるいはその内容に沿った中身となっていると考えています。

外環道の資料2ですが、環境影響評価方法書に対する各区市の意見ということで、他の関連自治体の首長の意見書を、今日お手元にお配りしてありますので、後ほどご確認をいただければと思います。

| | |
|---|--|
| <p>都市計画課長</p> | <p>資料3で「外環道での現地調査(案)」となっておりますが、方法書は極めて簡単といえ ば簡単に調査項目、調査方法を記載してあり、具体的にどの場所で、どういう調査をす るのか、私どもの環境保全の見地から言いますと、この資料自体が本来は方法書と一体 であるべきだと考えていますが、その案が出ていますので、後ほどお目通しをいただ ければと思います。区長意見書に照らしたときにどうかということがありますが、一定程 度意見書の内容を担保する内容となっております、現時点では考えています。</p> <p>本日の配付資料の中で、『外環ジャーナル』というのがあると思います。これについて 都市計画課長の遠藤参事から簡単にご説明いたします。</p> <p>いまお手元に『外環ジャーナル』第15号があります。すでに外環道計画線の沿線区市 の杉並区の区民の皆さんの所にも、1月12日ごろに新聞折込みで『外環ジャーナル』が 配布され、お読みいただいた方もおられるかと思えます。杉並区内の環境調査の状況に ついて、『外環ジャーナル』第15号の項目に合わせてご報告したいと思います。</p> <p>『外環ジャーナル』では、沿線の環境を調査するというので、杉並区内においても 1月半ばから環境調査を実施しております。この件については、1月11日号の「広報す ぎなみ」の第8面にも、外環道周辺環境の現地調査を行うという国土交通省から依頼の あった記事が載っています。ジャーナルの「大気質等」については、二酸化窒素(NO_2)、 浮遊粒子状物質(SPM)を20箇所ですべて1週間連続観測しますということで、区内では大 気質等については荻窪中学校、桃井第一小学校で1月半ばにすでに冬季の観測を行って います。</p> <p>「騒音・振動等」については32箇所ということですが、まだ実施されていません。</p> <p>「地下水等」については、地質・地下水調査として井荻公園、三谷公園でボーリング がすでに行われており、観測井(観測用の井戸)設置の工事がすでに始まっているかと思 います。</p> <p>桃井第一小学校においても深井戸の部分の地質調査、ボーリングが行われており、2 月初めごろから観測井が設置され、観測が行われると聞いています。</p> <p>「動物・植物」の調査については、区内では松庵公園、井荻公園、切通し公園、善福 寺美樹園公園で冬季の調査を実施します。また善福川の周辺においても、冬季の観測調 査を実施するというので、国から連絡を受けています。</p> <p>このように外環道の環境調査が始まっていますが、今後の調査の結果については、そ の都度、「東京外郭環状道路ホームページ」などでお知らせしますということで、区で観 測結果については把握してまいりたいと考えております。</p> <p>裏面は、外環道事業の関連の記事で、第5回沿線区市長意見交換会、PI外環沿線協 議会等の状況が記載されています。</p> |
| <p>環境課長 会長</p> <p>L委員 環境清掃部 副参事</p> | <p>以上で私からの報告を終わらせていただきます。</p> <p>では、最初から審議のほど、よろしくお願ひいたします。まず(1)の「わがまちク リーン大作戦」について、ご質問、ご意見をお願ひいたします。</p> <p>2月14日のポスト環境博覧会というのは、写真展ですか。</p> <p>これはセッション杉並の展示室で行うものですが、写真だけではなく、いろいろなパネ ル、マイバッグの製作教室などもやります。</p> |

| | |
|--------|--|
| M委員 | <p>クリーン大作戦については、先ほど環境課長が報告したとおりの展示を行います。あと視聴覚室もお借りして、テレビでお馴染みの千石先生という方がいらっしゃいますが、その方の講演も予定しております。</p> |
| 会長 | <p>分からないのですが、西荻地区が禁煙地区になっていますが、この部分を区民や歩く方に周知徹底するには、具体的にどのような方法をとられているのでしょうか。</p> |
| B委員 | <p>2番目の議題になったときによろしくお願いします。</p> |
| 環境課長 | <p>先ほどの報告で、ごみの収集量がだいぶ減ってきたという報告がありましたが、量にすると、どういう感じで減っているのですか。</p> |
| B委員 | <p>クリーン大作戦のごみ回収量については、あくまでも45リットルの袋で換算するしかありませんので、すべてのごみを集めて計測しているわけではありませんから、推計値とお考えいただきたいと思います。例えば、手元にある数字では、2回前の平成13年では可燃ごみが10.4トンと推計しており、それが今回報告の平成15年度は9.3トンという数字になっています。</p> |
| 環境課長 | <p>不燃ごみについてはどうですか。</p> |
| O委員 | <p>不燃ごみについても同様の考え方ですが、平成13年の時点では6.4トン、平成15年度は3.8トンです。45リットルの袋と言っても、いっぱい詰まっている場合もありますし、それほどではない場合もありますので、一概には言えませんが、傾向としては読み取っていただけるかと思います。</p> |
| C委員 | <p>毎年ごみ拾いに最初から参加しています。場所もいつも決まっているコースを2時間ぐらい拾うのですが、最初のときはすごく、本当に去年は少なかったです。ですから、4年間拾った者としては、実感として少なくなっています。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>関連ですが、クリーン大作戦でのごみの量は減っていますが、区全体ではどうなのでしょう。</p> |
| 会長 | <p>ごみの総量としては10年ぐらい前から、かなり下がっていますが、ここ1、2年は横這い状態です。横這い状態ですが、可燃と不燃を比較しますと、可燃ごみがやや減っている傾向、プラスチックが中心の不燃ごみが、かえて増えている状態です。これはライフスタイルが、容器包装も含めて、かなりプラスチックが多くなっているという状況です。</p> |
| 環境課長 | <p>ほかにございませんか。それでは(1)の議題については、以上のとおりにいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、(2)の「路上禁煙地区の指定・変更」に移ります。</p> <p>表示というご質問だったかと思います。1つには、まず路面表示ですが、これは指定路線の路面に表示をする。都道を含む場合には街路灯に路上禁煙地区であることを表示を白と赤の表示物で巻きます。あるいは商店街の街路灯についても、ご協力いただける場合には同じような形で巻いていただく。ポスターがありまして、お店のウィンドーなどに表示していただく関係で嫌う方もおられますが、そういうものを大体高さを揃えてポスターを出していただきます。</p> <p>駅頭については、放置自転車などで自転車の駐輪禁止地区を表示するような大きな看板のようなものを、指定地区全体を見ていただけるようなものを出すことになります。</p> |

| | |
|------------|---|
| B 委員 | <p>運用開始になりますと、パトロールを開始しますが、パトロール員が、定期、あるいはテレホンカードぐらいの大きさのものに、歩きタバコをしないでください、あるいはポイ捨てをしないでくださいという裏面に路上禁煙地区の全体、西荻で言えば、西荻路上禁煙地区全体を表示するようなものがあって、それを適宜直接配ということもしております。</p> <p>私のところに荻窪の方から電話がありました。比較的、年配の方は注意されたときには従う、煙草を吸うのをやめるという方が多いのですが、若い人たちはやはり、従わないという言い方はおかしいのですが、注意されるとムッとくるというのがある。そういう人たちをあまり使わないで、逆に千代田区などのように、先ほどちょっと話がありましたが、大きな看板というか、「禁煙地区」ということをもっと大きく出すべきではないかという電話があったのです。</p> <p>下に「禁煙地区」というものを貼りましたが、だいぶ汚れてきているところがある。かなりの通行量なのでしょう。すぐに、汚くなっているという話がありました。そういう点で、若い人たちにどう啓蒙活動するかというのがいまの時点では大きくなっているという要望がありました。先ほど、課長からも横断幕みたいな形だとかありましたが、できるだけちょっと目を上げれば目につくという標語はどうだろうという提案がありましたので、ここで一言述べたいと思います。</p> |
| 会長 N 委員 | <p>ほかにございますか。</p> <p>この前、課長が町会連合会の常任理事会のときにお見えになったのですが、駅周辺のポイ捨てというのは非常に少なくなったということでした。ただし、バス停の周りが非常に困るわけです。住民の方が掃除するのですが、バスが来ると火を消さないで周りに捨てて、バスに飛び乗るといった状況です。あそこも何メートル以内は禁止とか、そうでなければバス停付近は全面的に禁止というようにしていただきますと、片付けることはバス業者はやりません。関東バスはいままで灰皿が置いてあったのですが、それを全部撤去してしまいました。だから、ポッと捨ててバスに乗り込むという状態です。何とか考えていただきたいと思います。</p> |
| 環境課長 | <p>いまの条例の前身となる、「清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例」というのが5年前に施行されたわけです。そのとき、いまN委員からご指摘があったように、関東バス以外のバス停からは全部灰皿が撤去になりました。今回、関東バスについても灰皿撤去の動きがあります。</p> <p>ご承知のとおり、私鉄のホームからも灰皿が消えましたし、JRについても基本的にはプラットホーム以外の構内には灰皿を置かないという形になっています。灰皿を置かないことはいいのですが、実際にはお吸いになる方はいらっしゃるわけです。いままで、そういう灰皿に一部入れられていたものが行き場がなくなった、という面は確かにあるのかなと思います。</p> <p>逆行するようですが、最低限の喫煙場所をきちんと作るということもいま考えています。ただ、すべてのバス停に付けるというのは完全に逆行になりますし、別な方法を考えなくてははいけません。いまのご意見を参考にして、なるべく杉並区内では歩きながら煙草を吸うことはやめようという方向でいろいろな工夫をしていきたいと思っています。</p> |

| | |
|------|---|
| B 委員 | この西荻地区において東京女子大まで延長というのは、地域の皆さんの要望もあったのですが、歩行者からの声というのは聞いていないですか。 |
| 環境課長 | お歩きになる方ということですか。東京女子大学まで延びていること自体に、特にご意見というのは寄せられておりません。ここは確かに、ほかの路上禁煙地区とはちょっと違って、東西に非常に長い形になっています。実はいちばん最初に西荻地区、西商連からお話があったときには、西商連に加盟しているすべての商店街の沿線を、路上禁煙地区に指定してほしいというご意向もあったのです。そうなるとかなり広い範囲、あるいは駅から非常に遠い範囲まで含むわけです。そのあとの話し合いでこのようにさせていただいた経緯と、東京女子大学のほうでも路上禁煙という動きに呼応したいというお話があり、こういう形になっています。実際にお歩きになる方などから、「ここがなっは困る」というお話は私どもではいただいておりません。 |
| 会長 | ほかにかがででしょうか。どうもありがとうございます。(2)の議題については、これで終わりにさせていただきます。3番目の「ダイオキシン類の調査結果」ということで、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。 |
| L 委員 | 永福北保育園が元は畑だった影響だろうということなのですが、畑から保育園になったのがどのくらい前かを教えてください。 |
| 環境課長 | 申し訳ないのですが、開園が何年度かという資料を持っておりません。ただ、記憶では昭和50年代の開園だったかなと思います。 あまり正確ではないのですが、昭和53年の時点では空地でした。だから、畑であった地歴は持っていますが、保育園の敷地になる前にしばらく空地であった期間があるのです。少なくとも、昭和53年の時点で撮影した写真に空地の写真がありますので、その時点では空地だっただろうと思います。 |
| C 委員 | 永福北保育園の場合なのですが、人体にそれほど影響はないということですが、それに対する対応などというのは今後考える方向でしょうか。 |
| 環境課長 | 値を見ていただいたとき、ほかの場所に比べればちょっとオーダーが違うということでご心配になる向きもあると思います。例えば、土壌の交換等々が必要な濃度ではない。環境基準を2桁くらい下回っていますので、これで直ちに心配があるというレベルではないだろうと考えます。 |
| B 委員 | 大気調査結果について、7月、8月、9月を見ると、特に8月がちょっと高めに出ていました。4月の時点でも結構高い値が出ている。考えられるのは、8月というのは夏休みも含めると、車も少なくなるのかなという気もするのです。ところが高めに出ているということについては、この調査結果からどのようなことが推測されますか。 |
| 環境課長 | 大気中のダイオキシン濃度の場合には、大気状況によってかなり変動が大きいことが知られています。ならば、区内でそれほど大きなダイオキシンの排出源があるかという、それほど見当たらないのです。 ダイオキシン類調査については平成11年度から始めていますが、過去のいろいろな調査の経験から、おそらく杉並区というよりはもう少し大きい単位、かなり大きな大気環境の中で変動しているのではないかと思います。確かに変動値としては、このオーダーの中では動いていますけれども、いずれも環境基準と比べていただくと1桁低いところ |

| | |
|--|--|
| | <p>で動いています。どうしてここが高いか、という個々の理由はわかりにくいのですが、全体としては2年前、3年前と比べると低い値で落ち着いているということは言えると思います。</p> |
| <p>B委員 会長</p> | <p>低いに越したことはないですからね。</p> |
| | <p>すべての要素について環境基準の範囲内というか、かなり下回っていますのでよろしいですか。</p> |
| | <p>ありがとうございました。次に「中継所の環境モニタリング調査結果」、4番目です。どうぞご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> |
| <p>B委員 環境課長</p> | <p>先ほどの説明の中で使われたのですが、12頁、1点は中継所の対照2地点、この2地点をどういう形で選出したのか、聞きそびれたのでお聞かせ願いたいと思います。それから排水関係、いちばん下の行なのですが、槽上部の空気調査では地下污水槽と公共下水道で実施したということでした。下水道の中というのは、マンホールか何かという意味に取っていいのですか。そういう点でちょっと見えにくいなと思います。地下污水槽はわかるのですが、下水道というのはいつでも流れている状況です。空気も流れているから何とも言えないかなと思うのですが、排出された中の下水道なのか、施設の中の下水道の部分なのか、そういう点ではどうなっているのですか。</p> |
| <p>B委員 環境課長</p> | <p>対照2地点の選び方について、1つは杉並中継所の井草という立地、区で言えば北西の方向にありますので、南と東、しかも中継所から4～5キロ以上離れていて、中継所からの影響がほぼないだろうと思われるような場所として選定しています。それから、排水関係の公共下水道ですが、18頁の調査地点の図をご覧くださいと思います。中継所から排水される水を公共下水道の流域でとらえています。この場所というのは平成8年に中継所が開設になり、かなり硫化水素が高濃度であった時期が開設当初にあったわけですが、その時点の近辺ということでもございます。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>このマンホールは、流れる方向がちょっと違っていたのではないかと考えていました。ここから下のほう、この図面で言うと右のほうに流れていましたよね。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>18頁の表で見ていただくと、中継所があって、そこから公共下水道までの間は南下する形になっています。そこから下水道としては曲がっていて、東のほうに流れていきます。ただ、この調査地点では、中継所から流れてきたものが要するに直接測れるということでこの位置にしたということです。</p> |
| <p>B委員 N委員</p> | <p>この近辺の人たちは被害も多かったというか、あった場所でしたよね。</p> |
| | <p>私はこの中継所から大体、南に1.5キロぐらいの所に住んでいます。いまから2、3年前は相当騒いでいたのですが、このごろこの問題について住民の方々は何も言わなくなりました。ほとんど解消したのですか。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>これは中継所に限らず、いろいろな施設、あるいは動植物も含めてですが、存在していれば全く環境に影響を与えていない、ということはないわけです。何らかの形で影響を与え合っているわけです。現在排出されているものを現在の科学的な知見で見ると、健康被害を及ぼすような排出物ではなからうと考えています。ただ、現在でもいろいろな形で中継所に着目をして、いろいろな活動を続けていらっしゃる方はいらっしゃいます。</p> |

| | |
|--------|--|
| N委員 | もう1つよろしいですか。中継所も今年の6月とか7月ごろに廃止するという噂ですが、どうなのでしょう。 |
| 環境清掃部長 | 昨年の3月に「一般廃棄物処理基本計画」というものを作りました。その考え方の中に、できれば今後10年間の間にごみを減量して、中継所は不要なものにしていきたい。その代わり不燃物、特にプラスチック類は減量を区民の方々にご協力を願ってほしいという考え方です。 |
| C委員 | 杉並第十小学校がちょうど、塗装工事が行われていた影響があると書かれていました。これは調査をする日がもう決まっています、たまたまその日になってしまったわけですか。折角調査するので、こういう工事があれば当然、表になるような状況の調査結果が出ないことはわかっていますので、その辺、もう少し配慮があったほうがいいかと思えます。折角、これだけ、ある程度皆さんの需要があって、予算もかけてやるわけですので、結果が評価に乗るような内容の配慮というのは必要ではなかったのかと思えます。 |
| 環境課長 | おっしゃるとおりだと思います。かなり事前にわかっていたら、その日を避けるということもあるわけです。事前準備と事後の分析にそれぞれ時間がかかる調査なものですから、今回はたまたま当たってしまったというものです。区立小学校の場合にはある程度前に工事日程等はわかると思っていますので、再度確認をしながら進めたいと思います。 ただ、過去においては、中継所の近辺の児童施設で同じような塗装工事があったことがありました。民間の工事まではちょっと把握し切れませんので、ご指摘のとおり、できるだけ避けてはいきたいと思えます。 |
| 会長 | 折角のものが対照にならなくなってしまふ。意外な数値になってしまふて奇異に感じるのには当たり前だし、学校側が譲歩するのか、あるいは調査日を変えるのか、どちらかだと思います。これは大事な点だと思います。何のために調査をやっているのかわからなくなってしまふ。 |
| 環境課長 | 学校のほうには調査にご協力いただかないといけませんので、少なくとも1カ月ぐらい前にはお知らせをして、調査日を明らかにしています。そのときにおわかりになっていけばお教えいただいたのかなとは思っています。調査に影響がないと思われたか、あるいは、そのときにはまだ工事の日程としてはお知らせした後に入ってしまったのか、今回はわかりませんが、事前に学校側に日程をお知らせして、相談しているということをご理解いただければと思います。 |
| L委員 | 感想になってしまうのですが、関連で発言します。私はここで「第十小学校、740」という大きな数字が出てきてむしろよかったなと思っています。塗装工事を1つすると、環境基準150に対してこのぐらいの数字が出るということがわかりました。もちろん、この調査をした日は8月20日、21日で学校は夏休みの日だったと思うのですが、塗装工事1つでこれだけの値が出るのだなということが一目瞭然でわかった。子供たちが使う施設では、そのような化学物質を使わずにできる方法を、これから研究していく必要があるのではないかと。感想ですがそのように思いました。 |
| 会長 | 教育委員会のほうでも、化学物質の調査のようなものを将来的には予定されているみたいですね。 |
| 環境課長 | 一応、シック・スクールとまではいかないかもしれませんが、化学物質の影響をでき |

| | |
|--------|---|
| 会長 | <p>るだけ排除していくという観点はあると思います。</p> <p>ほかにございますか。</p> |
| B委員 | <p>いまの話に関連して、この場合、ジクロロメタンというのは塗装工事となっていると思います。シンナーから出ると見てもいいわけですか。</p> |
| 環境課長 | <p>実際には溶剤として、つまりジクロロメタンの場合には、主な用途としては塗料を剥がすほうに使います。塗り直しするとき、おそらく剥離剤で既に塗られていたものを剥がして、その上に塗るといふことがあるかもしれません。そういう関係かなと思います。</p> |
| B委員 | <p>10頁の6月、8月の排水濃度のガス分析なのですが、硫化水素、硫化メチル、いずれも8月は6月に比べて非常な高さです。というのは、廃棄物の中に含んでいる物によって大きく左右されるのでしょうけれども、分別ごみをもっと徹底させれば、地下汚水槽における利用というのはもっと減ると考えられますか。これは排出された分ですが、いずれにしても6月に比べて3倍以上の高さという状況があります。濾過装置を通してくるのですが、ここまでしか減らないということでもなさそうなのです。</p> |
| 環境課長 | <p>一般的には、同じぐらいのごみの中で硫化水素の原因となるような物質があった場合にも、ご承知のように8月のほうが気温が高いので、そういうものが出やすいという条件にはなっていると思います。</p> <p>ただ、中継所に運び込まれる不燃物の中には非常に雑多なものが含まれていて、本来は家庭系のごみとしては中継所に出していただきたくないようなものも、時として含まれているわけです。ですから、いろいろな影響があるというのが1つです。もう1つは中継所のようなごみ処理の施設でなくても、一般のビルでも、いわゆるビルピットからの硫化水素の発生が間々あります。ご案内のことだと思いますが、特に夏の間、気温の高いときにはそういう状況が起こりやすいということもあります。多分、相乗の効果があるかなと思います。</p> |
| B委員 | <p>8月で夏休みということもあったのかもわかりませんが、不燃ごみに関して分別ごみをもっと徹底するという動きが必要とされているのかなと思います。</p> |
| 環境課長 | <p>いわゆる排出禁止物というか、そういうものも含め、一層区民の皆様には排出してはならないものをよく知っていただいて、出さないようにしていただく。あるいは、よく分別していただくことのPRの必要性は重々感じています。そういうようにしていきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>よろしいですか。ありがとうございました。4番目の議題については以上で終了させていただきます。</p> <p>7番目に飛び、そのあとまた戻ります。「外郭環状のアセスについて」です。環境面については課長がよくご存じなのですが、もし事業そのものとか、何かご質問等があればお願いします。</p> |
| 都市計画課長 | <p>1点補足させていただきたいと思います。先ほど私が申し上げたのは、井荻公園や三谷公園など区の施設、それ以外に善福寺公園の上池、下池で地下水調査のボーリング等が始まっていると聞いています。</p> |
| 会長 | <p>何か、特にご質問はありますか。遠藤課長が事業の計画担当だったそうですが、その面についてはよろしいですか。どうもありがとうございました。折角ですから、引続き、</p> |

| | |
|--------------|---|
| B 委員 | <p>7番目についてご質問やご意見がありましたらお願いします。</p> <p>毎回同じような質問になるのですが、環状線の影響評価方法書についての基本的な形をもう1度確認しておきます。まだ現在の段階というのは、凍結解除にはなっていないでしょうか。そのことを確認しておきたいと思います。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>凍結というのはどういう意味でしょうか。</p> |
| B 委員 環境課長 | <p>凍結されていませんよね。</p> <p>外環道自体、都市計画としてでしょうか。少なくとも国・都との方針によれば、大深度地下を極力活用して建設するということになっています。凍結された都市計画決定はありますが、それに相当する都市計画は現在存在しないわけです。今後、いろいろなプロセスがあると思いますが、現在建設を企図しているような形での都市計画は存在しないということは言えると思います。</p> |
| B 委員 | <p>言わずもがなかもしれませんが、以前決定された地上部の都市計画決定は、都市計画法上で凍結という措置はないわけです。ご承知のとおり、これは地元との十分な合意がなされるまで着手しないという政治的な決定はあったかと思いますが、都市計画決定自体を凍結するという法律的な措置はないわけです。これは委員も十分ご承知の上のご質問と思いますが、そういう状態になっているということかと思いますが。</p> |
| B 委員 環境課長 | <p>そうすると、今度の計画そのものが改めて都市計画化されるわけですか。これには国と両方がかかわってくるだろうと思います。その上に立って、この評価方法書というのは住民の皆さんの理解を得るための方法ということは確認できるわけですか。</p> <p>そうだと思います。いま、環境影響評価のプロセスになっているわけですが、そのあと都市計画の変更になるか、つまり、そのようなプロセスがいずれ俎上にのぼるときが来るかもしれません。その時点で、各方面のご意見をお聞きしながら進めていくことになると思います。</p> |
| B 委員 環境課長 | <p>その上に立って、先ほど区長意見の中で個別の問題、大深度、道路交通振動による周辺建物への影響について実例を挙げる。実例といった場合、大体どういう感じで我々としては見ればいいのでしょうか。</p> <p>実例と言っても、本当の固有名詞を挙げたわけではありません。先に皆様に区長からの意見書を提出した時点で意見書をお送りしたかと存じます。この中で地下鉄の地下構造物の振動による低周波が、建物の基礎や杭を介して、梁や柱に伝波するというような実際の例はあるということ指摘しています。実際、この低周波については道路、特に地下式の存在という要因の区分では方法書においては評価項目になっておりませんでした。それを地下式の道路においても、地下鉄の実例があるので低周波について評価項目に追加してもらいたいというのが区長の意見でした。</p> |
| B 委員 | <p>そういう点では非常に積極的な意見になって、ありがたいなと思っています。もうちょっと細かく説明してほしいのですが、いちばん後ろのほう、「その他」の事項で、「1項目の準備書で対応すること」というようになっています。「新たな調査、予測、及び評価の必要性が生じた場合は、準備書で対応すること」となっているわけです。実際には、最初に出しましたけれども、区民の皆さんに理解を得るという点から言えば、それも追加して報告されるという形で見ていいわけでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| 環境課長 | <p>「準備書で対応すること」と求めているのは、新たに調査が必要な項目が今後、具体的な事業計画が詳細になっていく過程で生じてくるかもしれないではないか。ご報告のときにも申し上げたように、いまインターチェンジの有無、位置、換気所の規模、位置等々について、現時点においては明らかになっていないわけです。これが明らかになったときには、新たな調査項目が生じてくるということも考えられるわけです。</p> <p>それについては、方法書をその時点で変更するのではなくて、随時新たな調査を行いなさい。普通に考えると、準備書にはその調査が出てくる。そういうことになると思います。どこかの時点でこういう調査が必要だと判断をして、この項目についてはこういう調査をしました。準備書というのは言わば評価書案ですので、かなり先のことになるとは思いますけれども、おそらくその形で出てくるかなと思います。方法書の改変ではなくて、準備書面の段階でこういう調査の必要が生じたと判断して、このような調査を行いましたという準備書を出してきなさいというお話であると考えるのがいちばん普通だと思います。</p> |
| B 委員 | <p>最後の質問になりますが、自然に関する動植物についても、調査そのものが1年や2年というものではないだろうと思います。これまで玉川上水の問題のときにも発言しましたが、年間を通して、また2年、3年というような植物、動物もあるわけです。そういう面も含めると、十分な調査をしっかりとやる必要があるだろうと考えます。春夏秋冬というだけのものでなく、もっと長期にわたる、しっかりとした調査も必要だろうということを意見として述べたいと思います。</p> |
| 環境課長 | <p>いま、ご意見として承りました。先ほど、外郭環状線事業の一連の資料の中で、折込みになっていますが資料3、A3版のものです。この中に9頁と打たれた頁がありまして、これは全体が案ですけれども、動物、植物、生態系についての環境調査が示されています。観測時期については9頁の2、表を見ていただくのがいちばん早いと思います。いろいろな動物、植物ごとにそれぞれ年間を6つの季節に分けて調査をするという考え方がここでは示されています。例えば鳥の類に着目したときには早朝、あるいは日中、日没後等々、1日の中でも細かく時間区分がされている項目もあります。こういうことをやっていくという考え方はここで示されているわけです。</p> |
| B 委員 | <p>でも、それはシーズンごとのやり方でしょう。1回だけ、1年だけに限られてしまうのではないという思いがあります。</p> |
| 会長 | <p>ほかの方、よろしいですか。</p> |
| L 委員 | <p>まず、感想から述べます。この資料をいただき、事業者が東京都知事で、この意見書を出しているのも東京都知事です。かなりまともなご意見を知事の名前で出しておられるということで、東京都にもきちんと環境局はあったのだなという感想を持ちました。各区市長のご意見も、それぞれの地元で湧水の保全など、いろいろ活動していらっしゃる、それぞれの市や区の実情を踏まえて、非常に批判的な意見を出しておられるという感想を持ちました。</p> <p>そもそも「方法書」が出てきたときに、これは一体何なのかわからなかったのです。私がかからないだけでなく、知事の意見書ですらジャンクション、インターチェンジ、それぞれ計画が明らかでない、明らかにした上で調査を行う必要がある、などとい</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>うのが知事が知事に対して出している意見の中で出ている。各区市町村長の意見の中でも、「これでは計画が明らかにならない段階で、どういう評価ができるのか」という疑問というか、批判が出ているわけです。</p> <p>いま、B委員からのご質問に対する課長のお答えを聞いていて、もしかしたらこれはまだ計画がないのかなと思いました。事業計画があって、それに対する環境影響評価が始まっていて、その方法について問われているような感じで「方法書」が議論されているのですが、もしかしたら計画というものが無い段階で、あたかも環境アセスメントに入ったような議論に惑わされるとまずいかな、という印象を持ちました。道路のインターチェンジとか、ジャンクション、換気所をどこにするかという計画を早く立てるとせつについて議論をしてしまうと、かえってまずいのではないかと思ったのです。インターチェンジやジャンクションの計画ということと水系の調査ということは、全然質が違うのではないかという印象を非常に強く持ちました。</p> <p>こちらの現地調査案を見ると、この外環道路の計画が練られている地域というのは、私たち武蔵野の中でいかに重要な地域かということが湧水をたどってわかる。この調査そのものは、本格的にやれば非常に良い調査になると思います。いままで、私たちは玉川上水の問題、放射5号線の問題でも、杉並区のあの地域だけ、一点何キ口というところで議論してきたわけです。ここで湧水地の調査を本格的にやる必要があるが、調査の目的が違うのではないか、ということを感じました。是非、この調査はしてもらいたいのですが、いま東京のこの地域の中では比較的豊かな自然が残っている地域だから、それをなるべく損なわないようにするためにはこのような調査をして、ということが知事の意見書に書いてある。ただ、比較的豊かではあるけれども、決してふんだんにある豊かさではない。やっとのことで残っていて、むしろこれから湧水の復活をしなくてはいけないというところで、各区や各市、行政や住民も頑張っているところなのです。</p> <p>破壊されることを前提として、その被害を少し減らすために調査をし、評価をするというのでなくて、むしろ湧水復活大事業のためにこの調査をしよう、というように目的を変えれば、この調査は大層意味があるのではないかと思います。この資料だけ見た感想なのですが、そのように思いました。</p> <p>外環の計画というのはここにも出ていますし、一応きちんと動いているのだらうと思います。「本当は計画がないのではないか」とL委員はおっしゃられましたが、私はきちんと動いてはいると思います。それに向けての準備でいま、知事のこのような意見が出てきているわけです。これは事業を進めるために、どういうことに配慮しなければいけないかを環境局のほうで、専門家の委員を集めて審議した結果の指摘事項なわけです。だから、環境を守るサイドの知事の立場で、こういうことをやりなさいと知事に言っているわけです。</p> <p>もう一方に事業を実施する知事がいて、その意見を受けて、それに対してはこうやりますという事業主体としての意見を述べていく知事がいるわけです。2つの立場での知事があるということだと思います。</p> <p>L委員 A委員</p> <p>これは環境アセスメントなのか。 アセスメントだと思うのですが、そうでしょう。</p> |
|--|---|

| | |
|------|--|
| 環境課長 | <p>アセスメントでございます。環境影響評価法に基づく環境影響評価、いわゆる「法アセスメント」と呼ばれています。</p> |
| L 委員 | <p>放5で言えばいわゆる事業アセスメントなのですか。</p> |
| 環境課長 | <p>そうです。事業アセスメントというよりは法に基づくアセスメントということで、いわゆる法に基づかないで、環境を調査してみましようという調査ではありません。</p> |
| A 委員 | <p>このアセスメントが終わったときは都市計画決定が決まるときなのです。環境影響評価の終わりとは都市計画決定とは合致しているのです。</p> |
| L 委員 | <p>ということは、かなりはっきりした事業があるはずだと思います。</p> |
| A 委員 | <p>あると思います。こういうものが出てきているのが、その証拠です。</p> |
| L 委員 | <p>でも、具体的なものが何もないではないかという批判がこの中にはあります。</p> |
| A 委員 | <p>まだ、どうい都市計画決定が出されるかという議論をしているからでしょうね。もう一つ、先ほどB委員のおっしゃられた自然環境、特に動物、植物、生態関係の調査について、例えば1年や2年の季節ごとの調査では実態がつかめない部分があるのではないかというお話でした。私もそのとおりだと思います。かといって、こういう調査を何年もかけてやるということは事実上ないのだろうと思います。ならば2年やればいいのか、3年やればいいのかという議論にも入ってってしまうのだろうと思います。</p> <p>このような調査をやるとき、特に活用していただきたいことがあります。その地域の自然環境、あるいは動植物について、情報を持っていらっしゃるその地域の団体の方々がいらっしゃいます。そういう方々からの情報をまめに取って、このような調査に役立てていただきたいと思います。協議員の方の提出資料ということで資料3がまとめられていますけれども、そういう意見を言える機会があったら是非、それをお伝えいただきたいと思います。</p> |
| 環境課長 | <p>L 委員からのご質問に関連するのですが、今回の環境影響評価は環境影響評価法に基づくアセスメントということになります。P I 協議会というものがあります。そちらのほうに国と地元住民の方々が入って、この外環道の必要性の有無の議論が続いているわけです。</p> <p>その議論の中で、環境アセスメントをやることによって、P I 協議会の中ではもちろんいろいろなお考え、反応があったわけです。考え方としては、要するに環境への影響をよく把握していかないと議論をしていく上でも進まない面があるということで、環境アセスメントの仕組みを活用して環境調査をしましょう。一応、そのような位置づけになっています。P I 協議会の中ではそのような考え方に基づいて、今回の環境影響評価を実施するというのが基本的な考え方ということになると思います。</p> <p>ただ、委員がご心配になるように今後のプロセスをよく見ていかないと、法に基づくアセスメントですので、ゴールに向かってそのプロセスが刻まれていくわけです。それについてはきちんと見ていかねばいけないと思いますが、要するに必要性の有無の議論というのはまだP I 協議会ではなされているという状況にあります。</p> |
| K 委員 | <p>ただいまの話で、P I 協議会というものがあって、そこで住民の意見も反映されるような仕組みになっているということでした。そこは、いわゆる都市計画事業としての外環道というのを進めるための環境評価ではなく、一方ではまだ、この道路をつくっていい</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>環境課長</p> | <p>かどうかという議論を持ちながら、そういう環境評価に入ってきているというような形になってきているわけですか。</p> <p>外環道が仮に建設された場合に、どういう環境に影響を及ぼすのかという議論は、当然、必要性の議論の中であるわけです。そのために環境影響評価の、このアセスメントの仕組みを使って、環境調査をしましょうという形になっています。</p> |
| <p>K 委員</p> | <p>この事業を進めるにあたって、1つ1ついろいろな条件をクリアしていくわけですね。今回の場合、その1つとして環境評価という段階をクリアするということではないのですね。そういう仕組みを使って、作るか作らないかということについても、それから得られた結論を反映させていくと。そういう具合に考えていいのですか。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>そう思います。率直に言って国の立場から言えば、ご理解をいただいて建設しようということだと思います。その立場から、というのは常に厳然としてあると思いますが、P I 協議会の中では、そもそも必要なかどうかというところの議論がまだ続いているので、その環境アセスメントの調査結果というの、その議論に資するためにやっているのだという基本的な考え方である。これは、国でもそういう考え方をきちんと表明しているところだと思います。</p> |
| <p>L 委員</p> | <p>先ほどの副会長の説明だと、事業することはもう決まっています。</p> |
| <p>A 委員</p> | <p>事業をすることは決まっているということではないのです。</p> |
| <p>L 委員</p> | <p>それでアセスメントの過程に。もう手続としてのアセスメントに入って、最終的に都市計画に向かって進んでいるのだというふうに受け取ったのですが、そういうふうに思っ</p> |
| <p>A 委員</p> | <p>ていらっしゃるんですね。</p> <p>そういう方向に向けて、話が進んでいるというふうに私は理解しています。必要かどうかという議論がまだ続いているということですから、そこで必要でないという結論が出れば、その仕事は中断すると思います。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>環境影響評価の結果として、これは仮定の話ですが今回の区長の意見書の中でも、区内の池や河川というのは、例えば善福寺池はポンプアップしています。自然にああいう池ができていくわけではない。あるいは河川についても、わずかな水量でかろうじて維持されているという表現を取ってしまして、先ほどご議論があったように、都市部としては比較的豊かな自然が残っているのだけれど、その自然というのは言ってみれば「弱い自然」で、これは区長の意見書の文面のとおりですが、「万一これらが枯渇または水量が急減するような事態となれば、区民の憩いの場や景観なども含め、生活環境は大きく損なわれる」というようなことはきちんと言っているわけです。環境影響評価の結果、区が、要するに耐え難い評価、予測というのは、非常に極端に言った場合には、あり得るかなと思います。ですからその場合には、当然準備書の段階でも区長意見の機会というのはどこかである、あるいは、法がそういうものを想定していなくても、どうしても言わなくてはならないというような場面はあり得るわけです。だから、いまはこのP I 協議会の中でも、この環境アセスメントの仕組みを活用して、環境影響評価をしてみましょうという話になっているので、その調査がきちんと納得のいくやり方で行われ、あるいは非常に客観的な予測・評価がなされることを期待して、そのプロセスをきちっと見ていくというのがいまの区の姿勢ということになると思います。</p> |

| | |
|------|--|
| B 委員 | <p>こだわりますが、いまの話からいくと、方法は、環境評価方法書に基づいてやってみましょうという説明だったと思うのですが、それがすぐアセスメントの、評価法に基づくアセスメントですというのと、法に基づくアセスメントですというのと微妙に違うと思うのです。手法としては同じなのだけど、しかし、アセスメントではないというのと。アセスメントではないという言い方はあれですが、都市計画を前提としたアセスメントではないよと意味でもあると思うのです。</p> <p>それが1点と、『外環ジャーナル』の冒頭に「環境の現況を詳しく把握するため環境の調査を始めます」ときちっと書かれているわけです。これはこの環境の方法書に基づくと言いますか、方法書と全く同じような手法を取るであろうとは思っています。しかしそれを前提にして始めたのかはちょっとわかりませんが、そういう点ではいま始まっている調査は、この方法書とは全く別物なのかどうか。そういう点ではどうなんですか。</p> |
| 環境課長 | <p>それは一概には申し上げられません。私どもは杉並区ですので、国や都の立場、少なくとも国、都ではありませんので、意図とか、仮にそのアセスメントの仕組みを活用しない環境調査というのがどういう姿になるかというのは、ちょっとわからないというのが率直なところですが。環境に及ぼす影響を予測・評価するという点では、基本的には同じような調査になるのかな、ならざるを得ないのかなとは思っています。</p> |
| B 委員 | <p>私はこの環境評価、手法を活用した調査がいまここで出されているP I外環の協議会での相談の、内容として出されたと何回も確認して、当初は思っていました。その記憶ですづっときているのですが、別に、ずるずるという形ではなくて、やはりこれは法に基づくアセスメントだ、これは活用している調査ですというように、しっかり分けなければまずいだろうと思うのです。ここでは、課長も区の関係だから。国ではないからそういう点では難しいと思うのですが、このことはやはりしっかりと申し入れる、意見を述べるということが求められるのではないかと思います。</p> |
| 環境課長 | <p>P I協議会の中でいろいろのご意見、個々にはあると思いますが、環境調査が必要である、その環境調査を、環境影響評価の、つまり環境アセスメントの仕組みを活用して調査しましょうというのは、一応、そのことは進めていくということで、必要性の有無の議論が再開されています。いま、委員がおっしゃるようなご意見、当然あると思いますが、現時点においては、先ほど申し上げたように、この環境アセスメントの仕組みを活用したこの環境調査が、本当に的確に行われて、私どもとしても納得のいく調査結果であるような調査であることを本当に願って、そのプロセスをきちっと見ていくということになるかと思います。</p> |
| 会長 | <p>時間の関係もありますので、今日のところはよろしいですか。いろいろご意見等も出ていますように、今後とも厳しく見守っていかねばいけないうし、また、P I外環沿線協議会の行き方というか、それについてもよく熟知しておかねばいけないうし、また、意見を申し上げるなら申し上げるというようなことも、審議会とすれば生じるかもしれないと思います。</p> <p>この山田宏殿ということで、区長宛にきている意見書を見ていますと、先ほど来課長のほうから説明がありましたように、区の意見はかなり含めてある。また、先ほど指摘されましたが、その他の所で、今後、方法書作成中にいろいろ調査をしますから、そ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>れにおいて生じた場合は準備書において対応する、幅広く考えていくというように、この辺はかなり柔軟性を帯びた形で、この意見書自体はつくられていると思います。当初はこのその他の、準備書で対応するというようには読み取れなかった。これを幅広く広げているということで、これからも皆さんの意見を聞きます、あるいは、調査自体を真剣にやります、という姿勢は見られると思います。その辺はご理解のほどをお願いしたいと思います。</p> <p>感想で恐縮ですが、真ん中辺の6の所に「生物・生態系」というのがありますね。その(2)にジャンクション、インターチェンジなど書いてあるでしょう。こちら辺はすごくトーンの違う書き方になっていて、私自身の感想を述べさせていただくと、ここだけおかしいなと思う。一般的に書けばこれは「生態系への影響を最小限にすること」とか、そういうふうになるのですが、「調査の結果を踏まえ、貴重な樹木の移植など十分な環境保全」となっている。「貴重な樹木の移植など」というふうにもものすごくマイクロな、技術的なことがここにだけ出てくるのです。だから、なにか事業が先行して、こちら辺に木が生えていて、その木を移植するという。ものすごく変なトーンがここに出ていて、このレポートらしくないなと思っているのです。ドイツ流に言わせていただくと、移植するというのは相当度胸のいることで、木は移植してはいけません。もともとある所にそのまま生かしておく。移植することによって生命力が鈍るというか、枯れる場合もあるし、鈍るし、認められないわけです。だからその辺も知っていて、最初からこういうふうに、移植で対応しますよというのは、逃げているのかもしれないなと思った。これはあまり、点数とすれば、かなり品位も下げている意見書ではないかなと、私はそう思います。ちょっと格が落ちています。</p> <p>元に戻って、(5)の「適正管理化学物質の使用量等報告」ということでよろしく願います。特にご意見ありませんか。</p> <p>報告の業種別内訳を見ますと、非常に燃料小売業が多いのですが、杉並区内の業者としては、これぐらいしか扱っていないと見るのですか。それとも、まだほかにもいらっしゃるのかなと思うのですが。特に自動車整備業においては1社しか出ていないという報告ですね。これはまだ1年目だから、1社しか報告されていないと見るのかどうかということが1点。</p> <p>それから使用量と2番の出荷量。この違いがよくわからないのです。この説明をお願いします。</p> <p>まず業者の数ですが、これはいまご指摘がありましたように、初年度ということで、おそらく全体で言うと、3分の1か4分の1だと考えています。これは、その年度に前年分の報告をしていただくわけです。したがって平成14年度分の報告はすでになさっております。平成14年度分については、いずれ東京都からまとめが出てくると思いますが、平成14年度分の報告件数を申し上げますと、使用量等報告書については73件出ております。今日ご報告した平成13年度分については46件ということですので、かなり増えている。しかしこれで、報告義務のある業者さんすべてが出していただいているというわけではありません。私どものほうでも、これまでもお知らせしてきているのですが、さらに、報告をしていただくように働きかけをしていきますし、最終的には百数十の件</p> |
| B委員 | |
| 環境課長 | |

| | |
|----------------------|---|
| <p>会長</p> | <p>数が出てくるべきものと考えております。</p> <p>出荷量と使用量ということですが、使用量というのは文字どおり、例えば、洗濯屋さんが洗浄のために使うような化学物質、これは、現に店で使っているような場合には使用量です。出荷量というのは、製品として出荷したものという意味になります。ですから、ガソリンなどのように、これはガソリンスタンドでガソリンタンクに貯蔵しているわけですが、そこに個々の車が来て給油をする。これが出荷量ということになります。</p> <p>ほかにはよろしいですか。では、どうもありがとうございました。</p> <p>次は(6)「有害大気汚染物質調査結果について」ということでしたが、ご質問、ご意見いかがですか。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>調査地点、これは科学館と永福図書館ですが、この2点を設定した理由を出していただけないか。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>先ほど申し上げたとおり、本来都県レベルの調査なのですが、できるだけ区の状況がわかるような形でということで、しかも調査場所としては、区の施設であることが望ましいわけですね。例えば、電力を使うとかいろいろなことがあるものですから、それを利用できるということで、言ってみれば、区の北部と南部という考え方で、2カ所、北と南ということで選定しております。</p> |
| <p>C委員</p> | <p>これは考察は出ているのですか。例えば11番と12番は、平均よりかなり上がっていると先ほどご報告があったのですが、これに対する考察などはあるのですか。</p> |
| <p>環境課長</p> | <p>原因とかその究明のところまではまだ至らないと言うか、初めてやった調査ですので、そこまではちょっとわかりません。それと、これ以降2回の調査を行うわけですが、平成14年度は、この都の平均値は文字どおり年間平均値で、それとの比較でないと本当の比較ではないわけですね。それぞれ個々の5月と比べて、8月と比べてという比べ方では、参考にはなりますが、本当の比較ではないと思いますので、今後よく調査をして評価はしていきたいと思っております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>今後継続されて、またいろいろな傾向をつかむということだと思います。次に進めさせていただきます。よろしいですか。</p> |
| | <p>(結構です)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。(8)「(仮称)杉並区立すぎなみ環境情報館の運営について」ということで、副参事のほうから説明をお願いします。</p> |
| <p>環境清掃部 副参事</p> | <p>私のほうから「(仮称)杉並区立すぎなみ環境情報館の運営について」ご報告します。</p> <p>荻窪5丁目の複合施設の4階部分にこの情報館を設置します。設置目的としては、区民1人1人の環境に配慮した行動を推進していくために、環境やリサイクルに関する情報を収集・提供して、区民、団体等の学習や活動、あるいは交流といったものを支援するための、総合的な拠点として設置していきたいと思っております。</p> <p>施設の概要としては、この4階部分には環境学習室、環境情報室、グループ活動室、事務室があります。3階部分は消費者センターと共用になるのですが、情報資料コーナーがあります。4階部分の外にビオトープがあります。屋上に太陽光発電と風力発電、風力発電は2基設置します。ほかに気象観測システムを設置します。</p> <p>開設日は平成16年4月1日。開館時間は午前8時半から午後10時。休館日は年末年</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>始とします。</p> <p>主な事業内容としては、環境に配慮した行動を推進していくためのいろいろな普及啓発を行います。情報の収集や提供と学習講座、こういったものの開設、その他学習の機会を提供していく。団体の交流や連携の推進。施設の利用等に関すること。そういったものを内容にしております。</p> <p>運営形態は、すぎなみ環境情報館に館長、これは兼務になりますが、館長を置いて施設の維持管理については、区が直接行い、その他の運営業務については、区民やNPOとの協働を進める観点から、現在、高井戸リサイクルひろばを拠点に活動している特定非営利活動法人の、「すぎなみ環境ネットワーク」に委託していこうと考えています。</p> <p>今後の予定としては、この2月に始まる第1回の区議会定例会に設置条例案の提案をしたいと思っております。私からは以上です。</p> |
| 会長 G委員 | <p>ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>この「すぎなみ環境情報館」という名前ですが、これは建物の名なのか、それとも、そのコーナーというか、4階の名称なのか。また、仮称となっておりますが、これは、区議会で承認されると、この名前になると理解するのか、そこを知りたいと思います。</p> |
| 環境清掃部 副参事 | <p>「杉並区立すぎなみ環境情報館」という名称は4階部分についての名称となります。複合施設全体としての名称はまた別にあります。仮称となっているのはおっしゃられたとおり、区議会をまだ通っていませんので仮称とさせていただきます。</p> |
| K委員 | <p>主な事業内容の3番、「区民・団体のネットワーク化の支援」というのは具体的にはどうということですか。</p> |
| 環境清掃部 副参事 | <p>いろいろな環境や消費者団体の方にこの施設を利用していただけたらと思うのですが、利用するためには一応登録していただくことを考えています。そういった登録団体が、定期的な連絡会を開くとか、あるいはビオトープとか、屋上やスロープ部分に緑化部分と言いますが、いろいろな草花を植えたりするのですが、そういったところの管理を自主的な管理として、区民の皆様方をお願いして、それを支援していこうということを考えているのと、登録した団体相互の交流会といったものも、イベント的に年に1回ぐらい開催していくようなことも考えていまして、そういったようなことを団体の交流あるいは連携と考えております。</p> |
| 会長 B委員 | <p>ほかにありますか。</p> <p>まず、運営にかかる費用は大体どのくらいを見込まれているのか。2点目はすぎなみ環境ネットワークに委託する予定なのではと思いますが、このすぎなみ環境ネットワークを指名したのはどういうことからかという点です。</p> |
| 環境清掃部 副参事 | <p>運営費用は、まず施設の維持管理で約840万円程度だったと思います。それと運営面ですが、このすぎなみ環境ネットワークに会議室の貸出し等の施設管理も、一部お願いすることを考えていますので、そういったものを合わせると約2,600万円ほど。現時点ではあくまでも試算という形で考えていただきたいと思います。</p> <p>すぎなみ環境ネットワークに委託した理由は、基本的にこの施設は区民ニーズに柔軟に対応していきたい、子どもからお年寄りまで誰でも来ていただく、そういった区民に親しまれる運営をしていきたいと思っているところから、区民の皆様やNPOとの協働</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>でこういった運営を進めていきたい。そういったことを基本にして、このすぎなみ環境ネットワークは区が設置したすぎなみリサイクル協会、こういったものを前身としていて、リサイクルの普及啓発等に日ごろから大きな役割を果たしてきている。125 講座でしたか、環境とかりサイクルに関する講座をやっていますし、集団回収事業も区から委託してまして、200 を超えるリサイクル団体の窓口となってきた実績もあります。そういったところから団体間のネットワークづくりについても、日ごろから取り組んでおられるので、こういった運営を通じてさらにそのネットワークを広げていくことができるのかなというようなこととか、あるいはNPO化にあたって、いままではリサイクル中心であったものが環境面、こういったものについても活動を拡充していくといったような方針も立てていらっしゃる。こういったようなことから現時点では、すぎなみ環境ネットワークがこの運営に適當ではないかと考えました。</p> |
| K 委員 | <p>すぎなみ環境ネットワークというのはリサイクルが中心ですね。前身はリサイクル協会です。この施設概要を見てもビオトープとか太陽光発電、風力発電、気象観測システム。一連のこの新しい施設を見ますと、むしろ、いわゆるリサイクルの考え方とは違った、もう少し広範囲な、地球環境の面からのつなぎ方が逆に必要になってくるのではないかと。そうすると、例えばいちばん多くの団体を抱えていて、しかもその活動は、いままでのそういう環境面の活動にいちばん貢献してきている団体だから、ということで採用した場合、非常にマイナリティと言いますが、非常にサイレントなNPOは結構いるわけですね。そういった方たちがこの施設を利用する場合に、そういった観点からの対応の仕方は、ちょっと遅れてくるのではないかとこの心配があるのですが、その点についてはどうお考えですか。</p> |
| 環境清掃部 副参事 | <p>すぎなみリサイクル協会の時代には、やはりリサイクル関係を中心に、実績を残してきた団体ではないかと思っておりますが、先ほどもちょっと申しましたように、NPO化にあたって、環境面にも非常に目を向けて、力を入れてやっていこうといった方針も立てています。それと集団回収等を通じたネットワーク、そういったところでいろいろ活動をしている環境団体とのネットワークもありますから、そういった団体との関係を通じて、すぎなみ環境ネットワークが不十分な点については、そういう交流の中から人材等を見つけて、いろいろ業務をやっていただけたらいいのかなと思っております。あと、運営はすぎなみ環境ネットワークに委託するということですが、それは永遠にというわけではありませぬので。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>ちょっと私が補足します。すぎなみ環境ネットワークにお願いするのは、1つは管理運営ということで、貸出しとか資料コーナーの運営。あそこを活用するのは、これはオープンですのでどういう団体でも利用できる。一応登録していただく、積極的に使っていただくということでやっていきたいと思っております。また運営にあたってはすぎなみ環境ネットワークと、場合によたらあそこの利用団体の代表なりと私どもと定期的に連絡会等を開いて、うまく運営できるようにやっていきたいと思っております。是非、小さな団体も、積極的に利用できるようにということでやっていきたいと思っております。</p> |
| K 委員 | <p>やはりその辺がいちばん心配なのです。ネットワーク化というのは、ここに書いてあ</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| | <p>りますように「すぎなみ環境ネットワーク」ということ。要するに一元化して、そのやり方しか活動ができないということになりますと、いわゆる環境活動というのは、いろいろな活動をしているわけです。それで、非常に理解に苦しむような活動をしている方もいるのですが、そうでない方で、非常に新しい先見的な活動をしている人もいますから、そういう団体に対して、登録は最低限必要としても、それ以外のことで縛られたくないという団体も結構あるわけです。だからそういったものは、ちゃんと使えるようにしていただくということが。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>個々の団体がそれぞれ個性を出して活動できるように、また場合によったら、団体同士が協力できるというようなところも、うまく、この施設を使って活動していただくということで、私ども運営していきたいと思っています。</p> |
| K委員 | <p>ネットワークの中に入らなくても、環境に取り組んでいる団体は使えるという具合に考えていいわけですね。</p> |
| 環境清掃部長 会長 | <p>そうですね。 では、ただいまいただいたようなご意見など尊重されて、今後また運営の方法等、柔軟性を含んだ形で検討していただけたらと思います。</p> |
| 清掃部副参事 会長 | <p>私の質問ですが、研修室というか、いわゆるみんなが勉強するような教室は、ほかの階にあるわけですね。</p> |
| 環境清掃部 副参事 | <p>環境学習室というのが。 環境学習室がそれに変わりますか。</p> |
| 会長 清掃部副参事 会長 清掃部副参事 会長 | <p>はい。それと4階部分に、これは消費者センターの財産区分になるのですが、教室1、2、3という形で、3教室ぶち抜きにもなるのですが、そういった教室もあります。その4階部分については消費者センターと共用で、一体的に使っていきこうということがありまして、同じ条件で使えるということになっています。</p> |
| 会長 清掃部副参事 会長 | <p>気象観測システムということで、気温と湿度というのが基本なのですよ。 もちろん、ここに書いてある4つに限定されているわけではありません。 だけど、書いておかないと機械を買わないから。</p> |
| 清掃部副参事 会長 | <p>はい。「など」と言っているのが。 やはりヒートアイランドだと、前にお話をしたようにいろいろ問題になるし、先ほどもいろいろの、ケミカルなもので点数を増やしていますね。増えたことに密度が、高くなることに私たちはすごく興味を持ちますので、よろしくお願いします。気温、湿度。よろしくお願いします。</p> |
| 緑化担当課長 | <p>では(9)「みどりのサイクル検討懇談会の報告及び今後の進め方」、(10)「みどりのベルト計画検討懇談会の報告及び今後の進め方」。よろしくお願いします。 私のほうから9番のみどりのリサイクル計画と、10番のみどりのベルト計画についてご報告します。今日配られた資料の中に『みどりとひと』というみどりの新聞があります。この1面に「2つの緑化施策を検討しています」ということで、これから報告する検討懇談会の主な検討内容と懇談会委員一覧をそれぞれ紹介しています。ご覧のように当審議会の委員の方にも参加していただきました。本当にありがとうございました。 それでは「杉並区みどりのリサイクル検討懇談会の報告及び今後の進め方について」</p> |

ご報告します。平成 15 年 9 月 3 日に区長諮問を受けて、その基本的な考え方、具体的な取組方法などについて審議をしていただきました。報告内容ですが、次の頁に概要版が付いています。これに沿って報告いたします。

1 番、みどりのリサイクルの目的ということで、循環型社会形成に向けて、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝葉・落葉等植物発生材を可能な限り資源として利用することにより、可燃ごみを減らし、人と自然と都市が一体となった住みよいまちの実現を目指します。

リサイクルの基本的な考え方は、落葉や剪定枝葉、除草くずなどの植物発生材は、自然循環の中では土の上につもり、微生物などに分解されて土壌の養分となり再び植物を育てます。これからは落葉や剪定枝葉、除草くずなどはごみではなく、有効な資源として考えていきます。このような考え方に基づいて基本方針をまとめています。読み上げます。「その木から発生したものはその木に還すなど、できるだけ敷地内処理を追求する。生態系、自然の物質循環を意識したリサイクルを基本とする。」「公的なみどりのリサイクルを率先して進め、私的なみどりのリサイクル活動を促す。」「公的なみどりのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携とネットワーク化を図る。」「多段階型のリサイクルとし、個人や地域の実情に合わせて取り組める多彩なメニューを考える。」「トータルで見たときに環境への負荷がかからないリサイクルとする。」「リサイクル意識の高い区民が、リサイクル活動をしやすい仕組みをつくる。」

次に、みどりのリサイクルプログラムに期待される効果ですが、一応、可燃ごみを減らす効果、土壌生態系を豊かにする効果、環境問題を学習する効果、こういった効果が考えられます。

3 番、みどりのリサイクルプログラム。これは本報告書の主な内容です。(1) 公的なみどりのリサイクル、公園・河川・道路、区立学校、公共施設など、公的な空間の緑については敷地内処理を基本に、さらにリサイクルを進めていきます。そのために植え込み地、これが敷き均す場所になるわけですが、植え込み地の整備・拡充を図る。改築などに伴う既存樹木についてもできるだけ保全・活用をします。具体的には「剪定枝葉はできるだけそれが発生した場所に返す。」「樹木剪定を業者委託で行う場合、チップ化したものを植え込み地などに敷き均す。元の場所に敷き均せない場合は、従前どおり資源化施設に搬入します。落葉については、除去せずに自然の分解に委ねます。」「区立学校には計画的に落葉溜めを設置し、落葉を堆肥化しながら、みんなでリサイクルについて学び再利用する。」「除草したときの刈草や除草くずも敷地内でリサイクルします。」

次に(2)として、私的なみどりのリサイクルについては、個人の庭木や屋敷林・寺社林、事業所などの私的なみどりの発生材は、できるところからリサイクルを進めます。また、リサイクル活動への区の支援策を整えて、個人や地域の実情にあった活動を拡大していきます。樹木の落葉など個人では困難なリサイクルなども、地域の中での助け合いなど工夫して取り組みます。具体的には「落葉や剪定枝葉、除草くずなどは自家用堆肥を作る。」「落葉などを庭や畑に埋めたり、敷き均して土を良くする。」「植木屋に頼んだときなどもリサイクルを考える。」「次は、私的なみどりのリサイクルを支える区の支援体制の検討についてです。リサイクルの助成制度の創設、みどりのリサイクル講

座の開催、チップ化サービス、リサイクル活動が広まるような支援の仕組み。そういったことを検討していきます。

(3) みどりのリサイクル事業の推進のために、ということで次のことが提案されています。地域の拠点づくり。例えば管理人のいる区立公園や区民農園などを、地域のみどりのリサイクル拠点として検討するとともに、民間のチップ化施設などとの連携、炭化・バイオマスエネルギー利用施設などについて検討します。リサイクルサポーター制度の創設。みどりのリサイクルのために地域で活動するリサイクルサポーター制度をつくり、広く区民から募集します。その他、エコマネー制度の研究、普及啓発の推進、みどりの基金との連携、グリーンバンク制度の充実などが課題として挙げられました。

次は資料の表に戻って2番「今後の進め方について」です。今後は懇談会報告について区民意見などを聴取し、平成16年度の基本計画、実施計画の改定と整合を図りながら、「(仮称)杉並区みどりのリサイクルプログラム」を策定します。予定としては、2月11日号の『広報すぎなみ』で公表するとともに、2月18日から区民説明会を予定しています。そういったことを通して意見を伺いながら、計画の策定を平成16年度中に行いたいというスケジュールであります。リサイクルの報告については以上です。

続いて「杉並区みどりのベルト計画検討懇談会の報告及び今後の進め方について」報告します。

平成15年9月12日に区長諮問を受けて「杉並区みどりのベルト計画」に関する審議をしていただきました。報告内容は次の頁に概要版がありますので、これに沿って報告します。

まず計画策定の背景、目的ですが、要約すると、「区民が創る『みどりの都市』杉並」を目指して、みどりの豊かさを実感し、潤いのある、安心して活力に満ちた区民生活を実現するために、連続した緑を創り出し、それを次の世代に引き継いでいく。そういった取組みとしてベルト計画を策定し、その具体化と推進を図っていくものです。

みどりのベルトに期待される効果としては、連続した帯状の緑にしていくことによって、緑が持つ機能を最大限に生かすことができるので、そういったみどりのベルトを形成することによって、ヒートアイランド現象のような都市熱環境の改善、生物多様性の確保、防災機能の向上、生活ネットワークの向上、都市の景観形成などが挙げられています。

次はみどりのベルトの概念ですが、みどりのベルトというのは、従来から考えられ、実施されてきた線としての緑よりも、周辺部を含めたより広い「帯状のみどり空間」です。概念としては次の3つを考えています。1つは骨格となるみどりのベルト。これは区内の緑と水の軸となる帯状のみどりのベルトで、都立公園などのみどりの大拠点を結ぶ善福寺川・神田川沿いの連続した緑、妙正寺川・玉川上水関係公園・旧桃園川などの緑、幹線道路などの緑を考えていきますということで、次の頁に「みどりのベルト計画図」というのがあります。この中でグリーンで書かれているものと黄緑で書かれているもの、これを「骨格となるみどりのベルト」と考えます。線は書いてありませんが黄色く塗った所、これについては「身近なみどりのベルト」という考え方で、それこそ生活の周りの緑を結んでつくる「連続した小さいベルト」ということで、生け垣や庭先の緑

を、近くの公園とか学校などの緑と結んでみどりのベルトを形成していく。そういった考え方、概念です。

もう1つの概念として、東京都全域あるいは首都圏といった広域的な視点から見たみどりのベルトもあります。広域的な観点から見たみどりと水のネットワーク構想というのも、東京都あるいは国のほうで計画していますので、そういった緑、連続した緑もあるということ、一応整理しておくという意味で、みどりのベルトの概念を3つ押さえておくとなっております。

次の頁は「みどりのベルト計画の基本方針」で、これは3点挙げられました。

「様々なみどり」の保全・創出により、みどりのベルトの形成を図りますということで、公園、道路、河川などの連続したみどり、いまあるみどりのベルト、こういったものを活用するとともに、学校や公共施設の緑化、接道部の緑化、屋上緑化、樹林地や農地の保全などの、様々な緑化施策を総合的に推進してつっていく。そういったようなことです。

「小さい身近なみどりから大きな骨格のみどりへ」つなげていきます。生け垣や庭先の小さな緑を、近くの公園や学校などの緑と結びつけて、ベルトの形成を図っていくということです。

「区民・事業者及び区が協働してみどりのベルト形成を推進します」ということで、3つの基本方針が挙げられました。

次の頁は「みどりのベルト計画のプログラム」で、ここにその体系図が書かれています。みどりのベルト形成への取組みということで、先ほど言いました2種類のベルト、骨格となるみどりのベルトと身近なみどりのベルトを形成するということと、2番、みどりのベルト計画推進の方策、3番、みどりのベルト計画を支える制度の充実ということで、3つの柱から成っております。3頁の下のほうに「みどりのベルト計画推進の方策」とあります。内容的にはここに挙げられた5点。このみどりのベルトづくりを、今後、杉並区の新緑化運動として展開していく必要があるだろうというようなこと。2番目、まちづくり事業との連携、3番目、自然環境の質の向上を考える。4番目、みどりのベルト計画用地を確保していく。5番目、事業化へのプログラムをつくっていくということが挙げられています。

4頁、「みどりのベルト計画を支える制度の充実」ということで3点挙げられました。みどりの条例等の見直し、みどりの基本計画の部分見直し、みどりのリサイクルとの連携ということです。

3番目、「みどりのベルト計画の実現に向けて」というのは、いままでお話ししたものをわかりやすく6点に分けて整理して表現したものです。

4番、「みどりのベルト計画のパイロットプラン」。実はこのみどりのベルト計画の検討懇談の中で、みどりのベルトとは何ぞやというところで、かなり時間を割いて審議していただきました。そういった中で、具体的にみどりのベルトのイメージを明確にするために、パイロットプランと言いましょ、具体的な区域を決めて、その中でどういったことができるだろうかというようなことを、併せて検討していただいて、その結果としてみどりのベルト計画のパイロットプランというのが提案されています。

| | |
|---------------|--|
| | <p>次は今後の進め方です。表に戻ってください。先ほどのみどりのリサイクル計画と同様に、平成 16 年度の基本計画、実施計画の改定との整合を取りながら、「杉並区みどりのベルト計画」を策定していきます。今後の予定についても先ほどのリサイクル計画と同様に、2月11日号の『広報すぎなみ』で公表するとともに、区民説明会を行って、意見を伺いながら計画をつくっていくということを考えております。私のほうからは以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。では、9番のみどりのリサイクル検討懇談会についてご意見、ご質問どうぞ。</p> |
| <p>N委員</p> | <p>私、この前、2回目の審議会のときに申し上げましたが、課長のいまのご説明は誠に、作文としては立派です。現実にはなっちゃんない。清掃課長もいるから言いますよ。去年の暮れは、12月6日以降は木の葉を取りにきてくれない。西清掃事務所に電話をしたら、私どもが決めるのではない、課長さんやなんか、上の人が決めるのだから、そこへ文句言ってくれという。木の葉が落ちたら、街路樹の根っこの所に積んでいきますか、土に戻すと言うのだから。うちのほうの区域は、役所はご存じでしょうが、井口という名前の町会長が7人いる。みんな何百年前からいる。木の葉はどんどん落ちる。近所隣からは、樋が詰まるとか屋根が壊れるとか文句を言われる。枝が出れば、あなたの所の枝が出て、うちの小さい植木は枯れてしまうよ。木なんていうのは非常に迷惑千万なものなのです。だから我々地主は全部切ってしまうと、こう言っているのですよ。個人的に言っても、役所や行政は聞いてくれない。私がこういう所に出てるというのを行政は知っていますから。</p> <p>いまの課長の説明は、誠にいい、作文としては立派なものです。現実、なっちゃんないですか。</p> |
| <p>緑化担当課長</p> | <p>みどりのリサイクルについてはこれから進めていくというような、これからの計画づくりでして、いま、落葉とか剪定については、なかなかリサイクルとしては処理しきれていないという状況はあります。これを、できることからリサイクルを始めていく、そういった計画づくりでして、これから、先ほどご説明したように、リサイクルの基本的な考え方は出た所に戻す、いわゆる敷地内処理を基本に努力していくということです。それで、N委員のように樹林をお持ちの方がいらっしゃるとするならば、できましたらその一角に落葉溜めを設置していただく。そのための助成等もこれから検討します。落葉溜めを設置していただいて、落葉をそこに入れて、それで堆肥化させて、できた堆肥はその木の所に戻してやるというようなことを考えていたり、あるいは、これは個人ではなかなかできないというボリュームがありますので、先ほど提案しましたように、リサイクルサポーター、いわゆるみどりのリサイクルボランティアみたいな制度を立ち上げて、お手伝いをいただける方と相談しながらみんなで落ち葉を集めて、それをリサイクルするための容器に入れるといったことを今後やっていきたい。そういったことを通して、できるだけ燃やす量を減らしていきたいと考えて提案されたものです。</p> |
| <p>N委員</p> | <p>元はリサイクルといっても、幼稚園等から秋になると「焼き芋をやるから落ち葉をください」ということで取りに来ました。それも多少のダイオキシンが出るということで、このごろは全然ありません。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>清掃課長がおいでですが、都が指定した袋の小さいのは45、70、90ですか。90の袋は私のところは1日に10杯や20杯も出ます。それを出しておいたら清掃事務所から、45の袋以外は木の葉は持っていかない。「90や70の袋は何を持っていくんですか」と言ったら、不燃ゴミを持っていくと。現実を見てください。区長は区民事務所に来ます。総会は大体5月ごろですから「井口会長のところはいいですね、緑豊かで。区役所の周りの阿佐ヶ谷の付近とは全然空気が違います」「あなた、たまに来るからそんなことを言っている。秋に来てください」と言います。私の名前を区長に言ってご覧なさい、事実そうです。</p> <p>税法上のことですが、200㎡以下の宅地に住んでいる方は固定資産税が5分の1です。私のところは木がたくさんあって、2,000㎡ありますが、5倍の税金を取ります。そんなことは皆さんわからないでしょう。普通の家は60坪以下の所に住んでいれば小規模住宅といって、税金が5分の1です。それ以上大きな屋敷に住んでいれば5倍も取られてしまう。区役所から保護樹林として2,000㎡で12万円くれます。それで、また国税が取られてしまう。3月15日の総合所得に入れておかなければ、5年間遡って取られてしまう。そういう馬鹿なことを役所はやっています。緑はこんなものといったら、私は猛反対。そこをよく認識してください。井口家がうんとあります。大体井口ですから、みんな何百年前から住んでいて、屋敷林は大概の家にあります。みんな、近所から文句を言われている。役所は作文は上手ですが実践を行ってください。それをひとつお願いします。清掃課長も明日は清掃協力がありませんから、持って行ってください。</p> |
| 会長 | <p>どうもありがとうございます。今後、こういったものを基本にしながら、そういったことも含めてどういうふうの実施に持っていくのか。またみどりの条例もあるし、その辺でどう考えていくのか。税金は昔から問題になっていて、国土交通省もいつも頭の痛い問題です。けれども、なかなか国税庁が譲ってくれないこともあって、半分ぐらいしか進んでいない面もあります。今後十分に参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> |
| C委員 | <p>みどりのリサイクルで畑へ返す内容になっていますが、いまダイオキシンの問題も出ています。私もこの間委員会で、それについてどんな工夫があったかをお聞きしたのですが、ちょっとおわかりいただけなかったようで、畑に返す場合のダイオキシンの問題はこの委員会ではどのように捉えたのでしょうか。</p> |
| O委員 | <p>落ち葉は、昔はあちこちで燃やしていました。誰も文句を言う人もいなかったし、そんなに病気になる人もいなかった。枯れ葉剤みたいな、ものすごく強力なダイオキシンであればいろいろと影響がありますが、落ち葉からは確かに出るかもしれないけれども、そうそう燃やしてすぐに病気になったりするものではないですね。畑に肥やしとして撒く場合は、そんなにダイオキシンは出ていないと思います。生ゴミでさえ堆肥化して畑に持って行って良い堆肥として、学校なども残飯を堆肥化して埼玉や群馬へ持って行って、その野菜を学校の給食に使っていることがずいぶん進められていて、私の経験からいままで生きてきた中では、堆肥からダイオキシンが出たことは聞いていません。</p> <p>堆肥についてはおっしゃるとおりだと思います。問題は焼却の部分で、樹種によって非常にダイオキシンが出る樹種と、それほどでもない樹種があります。焼却した場合の</p> |
| 環境課長 | |

| | |
|------|--|
| | <p>話です。一概には言えませんが、葉っぱに塩素を多く含むようなものを焼却したときにダイオキシンの出やすい樹種はあって、基本的には都条例でもそうですが、屋外焼却は原則としておやめいただきたいのが条例の趣旨です。ただ、井草のどんどやきのような伝統行事、土壌改良のために焼却灰を利用されるようなケース。どうしても生業として畑等々を維持していくときに、必要不可欠な焼却については適応除外になっています。本当は焼き芋などは冬の風物詩として懐かしい風景というか、害がなければそういうものはやっていただきたいのですが、小規模なものは焼き芋ぐらいの焚き火で果たしてダイオキシンがどの程度出なのか、というご議論はあると思いますが、基本的には屋外焼却は控えていただくことになっています。</p> <p>もう1つ言えるのはダイオキシンの問題だけではなくて、地域によっても違いますが建物の密度が高い、人口密度が高いということで燃やされると近隣から洗濯物の問題や、いわゆる近隣公害と言われている苦情や相談などがありまして、ダイオキシンの面だけでなく屋外の焼却は極力控えていただくようお願いをしているところです。</p> <p>かなり長時間にわたってきまして、まだ報告事項が残っていますが、5時半にはここを空けないといけませんので、ちょっとお含みおきいただいでご審議をお願いします。</p> |
| B 委員 | <p>時間がない中で申し訳ないのですが、このリサイクル問題で高井戸にお住まいの方で、リサイクルを実際にやっている方がいらっしゃいます。この人は廃棄物処理をしていますが、畳の藁を小さく切って堆肥化しています。その結果、ミミズが出てきて約1年ほどで堆肥化される。これを実際に、借りている畑に撒いて一応できているよという形を見せてもらっています。具体的に進められている方もいらっしゃいますので、これからもっと具体的になっていくでしょうけれども、こういう形で杉並区内でリサイクルを進められている方の意見を、もっと聞いていただければというのが1つ。</p> <p>もう1つは枯れ葉、樹木の剪定においても、できるだけ生のうちにチップ化というのが適当かどうかはわかりませんが、小さくしてやると3カ月ほどで土に戻る。ミミズの作用もあるのですが、そういうのも実際に見てきました。そういう点で杉並だけではなくて、群馬県または伊豆の友好都市関係を結んでいるところとの関係も結びながら、緑ということだけではなくてリサイクルそのものをもっと大きなところで、「うちの緑だよ」と進めていただいたらと思います。これは意見で結構です。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ご意見として承ります。</p> <p>恐縮ですが(9)のリサイクルについてはこれぐらいにして、(10)のみどりのベルト計画でご発言がありましたらお願いします。</p> |
| B 委員 | <p>ベルトだけではなくてあとで報告があるかと思いますが、駐車場もベルトについて非常に大きな空間を占めると思います。そういう点で具体的に駐車場のアスファルト化だけではなくて、緑を使って駐車場をつくっているマンションもあります。これをどう啓蒙し広げていくのか。そのための区の助成や広げていくことが求められているだろう。前回か前々回はわかりませんが、非常にアスファルトというのは太陽熱を吸収して、まさにヒートアイランドの大きな力になっていると思います。杉並でこういうのを具体的にやっているところもあるから、もっと広げていくということでよろしくお願いします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>会長</p> | <p>そういうことも含めてベルト計画というのは入っていると思います。特に高円寺周辺のパイロットの区域に選んでいます、ちょうど阿波踊りの軸線を含めた形になって、それも考え方に入ってきます。みどりの条例の改正のときにも含めていきたいと事務局は考えているようです。</p> <p>ほかにありますか。またご意見等がありましたら、区民が言えるチャンスはまだまだあるそうですので、そのときに是非皆さん方からご意見をいただければと思います。今日は時間に協力していただいた格好で恐縮ですが、よろしくお願いします。</p> <p>最後に(11)で、いろいろな開発との関係でのご説明があります。第一に杉並区桃井3丁目計画ということで、建築課長と緑化担当課長、恐縮ですが簡潔によろしく願います。</p> |
| <p>建築課長</p> | <p>私から延床面積1万㎡以上の建築物の建設ということで、最初に「桃井3丁目計画他2計画」について報告をします。今日席上に配付させていただいた「配置計画図」というA3版の縦使いの書類がありますが、これが当該、いわゆるここは日産荻窪工場跡地の計画の住宅等の計画図で、若干このあと変更がありますので、今日の計画のもう1つの説明書のほうが最終的な計画です。これは一部に変更があったりしますが、あくまでも参考ということでご理解ください。まず配置計画図があります。それ以外にA3版の横使いで「(仮称)桃井3丁目計画」それ以外に2つを含んだ3つの計画がある書類があります。それと一緒に説明をします。</p> <p>最初に21枚の横使いのA3版の書類から説明します。1ページのいちばん上に「計画名」ということで、(仮称)杉並区桃井3丁目計画、桃井3丁目地区、ロイヤルパーク荻窪新築工事の3つの計画があります。一覧表ということで左側の上から計画名、棟、頁数、13項目備考欄まであります。3つの計画があるということですが、左側の計画については民間の分譲住宅の部分の計画です。真ん中の桃井3丁目地区は、いわゆる都市基盤整備公団、公団が賃貸住宅を事業とする計画です。いちばん右は、ロイヤルパーク荻窪新築工事です。これは公団の土地を民間の事業者が借地をして、その部分に民間の事業者が民間の賃貸住宅をつくる計画です。先ほどの配置計画図を見ていただくと、いちばん下が青梅街道で、その左半分が民間の分譲住宅部分で、これが(仮称)桃井3丁目計画です。右半分が下のほうに老人保健施設や荻窪消防署がありますが、その上が公団が行う部分で、公団の賃貸住宅がいちばん南。北は公団の土地を使って民間の事業所がある民間賃貸住宅部分です。表紙の1は、それぞれの計画が記載どおりで、左側の桃井3丁目地区計画については建築主の欄を見ていただくと三井不動産、三菱地所、東京建物の3事業者と一緒に1つの分譲住宅を計画するという、住宅の棟としてはN棟とS棟があります。</p> <p>桃井3丁目地区は公団住宅の部分ですが、1号棟、2号棟、3号棟が一緒、4号棟、6号棟ということで4棟あります。それぞれの計画がその記載のとおりです。右は公団の土地を使って民間の事業者がやる部分で、これは1棟です。</p> <p>2ページのいちばん右側の下に「案内図」があります。これは皆さんご存じだと思いますが、青梅街道に計画されるということで斜線部分が今回の分で17-9と17-10。北側がN棟、南側がS棟という計画です。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3頁は左側が北になりますがN棟の計画ということで、ここの建物は最高で7階建です。5頁に立面図があります。上の右が東立面で、7階建ですが北側に向かってセットバックをして、だんだん下がっていくものです。図面の7は南のS棟で、S棟も2つの棟が1つになったような形でL型の配置計画で、中庭等がある計画です。いちばん高いところは14階建、いちばん低いのは7階建や4階建ということで、だんだんセットバックで北に向かって下がっていく計画です。</p> <p>8頁は平面図、9頁は立面図です。いちばん下の西立面図を見ていただくと、いちばん右側の建物が14階建、左側が12階建ですが、それぞれがセットバックして北側に向かって下がっていくものです。10頁は断面図、11頁は公団住宅部分の計画ということで、12頁は左側が北になりますが、これは北側と南側がそれぞれ事業主体が違うということで、北側は民間の事業者が民間の賃貸住宅をつくる部分、南側が本当の公団がやる公団の賃貸住宅部分ということで、ここについては棟数が4棟程度となっている計画です。</p> <p>13頁から15頁は、公団がやる一部10階建部分の計画の立面図です。16頁は断面図です。17頁が北側の公団の土地を使って、民間の事業者がする建物の配置図です。19頁が立面図です。20頁も立面図で、北側にいくにしたがってだんだん下がっていく計画です。</p> <p>内容的には今回3つがそれぞれ総合された計画で、1頁の記載のとおりで全体的には桃井3丁目で行う民間事業者の分譲住宅部分が大体1.7ha、民間と公団の土地の分で作る分を合わせると2.3haです。建築計画の説明は以上です。</p> |
| <p>会長 環境課長</p> | <p>駐車場の届出がありますね。それから緑化のほうに移ります。</p> <p>いちばん最後の資料になりますが、「(仮称)桃井3丁目店舗棟計画に係る指定作業場(駐車場)の届出」という資料があります。いま建築課長から配置計画図というのがありましたが、西南の角に日産のショールームがあって、そのすぐ東側に生活利便施設があります。この施設は2階部分の一部と屋上部分が駐車場になるということで、50台以上あるのでご報告しますが、届出者は三井不動産です。敷地面積は3,901.35㎡、収容台数は合計99台、1日の出入台数が885台です。作業時間は朝8時半から夜11時までです。</p> <p>図面の1枚目が1階部分です。この図面ですと縦長に見ていただくと、上が北です。駐車場は次の頁ですが、勾配のスロープがグルッと建物を回っていて、2階の一部分が駐車場になっている。ご覧になりにくいのですが、1頁の左にあるアイドリング・ストップの励行などの看板を2階にも設置するという表示があります。次の頁は屋上部分ですが、スロープを上がっていくと屋上に出て、こちらに81台分の駐車場がある形です。私からは以上です。</p> |
| <p>会長 緑化担当課長</p> | <p>緑化担当課長からお願いします。</p> <p>桃井3丁目の建築計画の説明がありましたので、それに伴って出していただいた緑化計画の報告をします。「(仮称)杉並区桃井3丁目計画N棟」ですが、時間が限られていますので簡単に説明します。N棟の資料の裏側に案内図がありまして、ここにN棟、S棟と書かれています。このN棟についてはお願いした確保していただく緑地面積、接道部緑化延長、植栽本数等はすべてそれを上回る計画をしていただいています。S棟もお願いした緑地面積、接道部緑化延長、植栽本数共にこれをクリアする計画をしていただ</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>きました。</p> <p>「(仮称)桃井3丁目計画(都市基盤整備公団)」については敷地面積、建築面積から割り出して、お願いする基準緑地面積が4,072㎡ですが、これに対して計画は4,084㎡となっています。接道部緑化延長も基準を上回る計画をしていただきました。植栽本数は高木は204本のところ280本、中木が1,358本のところを1,114本と少ない状況です。特記に書いてありますが、中木の不足分は高木で換算しています。また、ここは屋上緑化を1,361㎡やっていただくようになりました。</p> <p>最後に「(仮称)桃井3丁目店舗計画」です。これは裏に案内図があるので、先ほど配られた配置計画図と照らし合わせて、どこの部分かをご確認いただいて、聞いていただければと思います。ここは確保していただく緑地面積は336㎡ですが、これに対して341.56㎡の計画をしていただいています。接道部緑化延長がお願いするメーターより少なくなっていて、これについても特記のところで説明しているとおり、不足分2.579㎡については緑地面積で振り替えたことになっています。また植栽本数も、中木と低木がお願いした本数より少なくなっていますが、これも高木で換算したということです。このほかに壁面緑化を591㎡やっていただくことになっています。桃井計画の緑化計画は以上です。</p> |
| 会長 | <p>時間の関係がありますので、説明をすべてしていただきます。</p> |
| 建築課長 | <p>杉並区善福寺1丁目、東京新宿青果関係で、土地利用計画と緑化計画をお願いします。</p> <p>「(仮称)杉並善福寺土地利用計画」は、記載の計画については善福寺1丁目、2枚目の図面の右側に青梅街道沿いの現在の杉並青果、市場があった部分の計画で、ここに物販店舗計画する計画で、地上4階地下1階の建物です。建築面積等は記載のとおり、延べ床面積は1万16.82㎡の計画です。</p> |
| 緑化担当課長 | <p>2枚目は案内図です。3枚目は1階の平面図です。北側が青梅街道で、1階部分に大きな店舗がある。4枚目も2階に物販店舗があるというものです。5枚目は南立面、東立面で、上の階にスロープで駐車場等がある計画です。6枚目は断面図です。以上です。</p> <p>いまの建築計画に伴う緑化計画について報告します。ここはお願いした緑地面積より計画面積は97㎡ほど足りませんが、特記に書いているように壁面緑化をやっていただきました。97.8㎡をやっていただいて、これを確保するというので受理しています。以上です。</p> |
| 会長 | <p>「(仮称)藤和上井草2丁目マンション新築工事」についてお願いします。</p> |
| 緑化担当課長 | <p>藤和上井草2丁目マンションの所在地が上井草2丁目23番で、裏に案内図があります。四宮公園の南側、日産上井草家族アパートのところ。ここも、計画緑地面積が少し足りない状況です。特記に書いてありますが敷地内の一部を歩道状空地という形で整備していただいて、そこに植栽地を設け高木を配置しました。その高木の樹冠投影面積で、不足分を振り替える形で受理をさせていただいています。併せて、ここの屋上緑化を79.4㎡としていただいています。</p> |
| 会長 | <p>「(仮称)パークハウス荻窪新築工事」についてお願いします。</p> |
| 緑化担当課長 | <p>所在地が荻窪3丁目6番21号で、裏面に案内図がありますが、公団荻窪団地の東側にあります。元三菱電気の荻窪社宅のところ。ここは緑地面積、接道部緑化延長、植</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>会長 緑化担当課長</p> | <p>栽本数等すべて基準を上回る計画をしていただきました。パークハウスについては以上です。</p> <p>最後に、「(仮称)西荻北2丁目計画」についてお願いします。</p> |
| <p>M委員</p> | <p>「(仮称)西荻北2丁目計画」です。西荻北2丁目6番、裏に案内図がありますが、西荻中央病院の東側に位置するところです。ここも、すべて確保していただく緑地面積、接道部緑化延長、植栽本数共に基準を上回る計画をしていただきました。以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>お願いがあります。2時間という予定でおやりになって3時間半ですから、2時間が2時間半、3時間が3時間半ならばある程度納得いきますが、2時間が3時間半となると後の予定が詰まってしまって困りますので、その辺を今後。</p> |
| <p>環境清掃部長</p> | <p>失礼しました。注意させていただきます。恐縮ですが、次回にいまのご報告の質疑、意見でよろしいですか。3月に予定させていただくということで、次回よろしくお願いします。その他をどうぞ。</p> |
| <p>環境清掃部長</p> | <p>大変に長時間にわたりましたので、簡略にご説明申し上げます。前回の審議会で7月に環境審議会と清掃審議会を統合したいという考え方をお示ししました。今年の第1回定例会は2月下旬から始まりますが、その中でこの2つの審議会を統合する条例案を提案したいと考えています。現在の考え方では、統合したあとの審議会は22名以内の委員で構成していきたいということで、現行の両審議会を足すと定数が30名になるので若干各選出母体の整理をお願いしながら、22名以内で設置をしていきたいと思います。また審議会の中では環境の専門分野、清掃の専門分野のそれぞれを綿密に審議していただくために、部会の設置も考えた形で条例を提案させていただきたいと思います。現状ではどういう団体から推薦を、また議会から何人ご推薦をということはまだ詳細に詰めきっていませんが、条例の審議の中では詳細についても整理をした考え方で提案をさせていただきたいと思います。以上、ご報告させていただきました。</p> |
| <p>会長 環境課長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に次回の開催日についてですが、事務局では優先順位はありますか。</p> |
| <p>会長 環境清掃部長 会長</p> | <p>ここが1番や2番はありませんが、1人でも多くの委員さんがお集まりになれるブロックでお願いするしかないかなと思いますので、3月22日(月)の午後でいかがでしょうか。</p> <p>3月22日(月)2時からです。</p> <p>私どもは時間を考えながら、案件のある程度の準備をさせていただきます。</p> <p>ご熱心にありがとうございました。これをもって終わります。</p> |